

**八尾市町会加入促進検討会議
検討成果報告書**

平成24年 3 月

八尾市

「町会活動の活性化」と「町会への加入促進」に向けて、みんなの力をひとつに！

八尾市では、平成22年度に「元気をつなぐまち、新しい河内の八尾」を将来都市像とする第5次総合計画「やお総合計画2020」が策定されました。この計画では、八尾市全体のまちづくりと地域のまちづくりの両方の視点でまちづくりを進め、地域のまちづくりについては、地域の想いを「まちづくり」に反映しやすくするようしくみや体制づくりを進め、地域の自発性や多様性を尊重しながら充実していくために「地域分権」を行うとしています。

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの尊い命が失われ、今なお行方不明となっている人々がおられます。災害発生時には、日頃からの「向こう三軒両隣」といった近隣のおつきあい、さらには町会・自治会といった地域のつながり、人々の絆が非常に重要で、私たちの安全・安心を支えているということが、日本中で改めて認識されています。

しかし、近年、都市化の進展に伴う価値観やライフスタイルの多様化、マンション等の住宅特性の変化など地域コミュニティを取り巻く状況は、大きく変化しています。八尾市においても、年々、町会加入率は下降傾向であり、平成23年5月現在では、72.3%となっています。八尾市における地域分権を推進していくうえで、町会は最も基礎的な自治組織であり、町会離れに対する何らかの対策をしていく必要があります。

そこで、多くの市民のみなさまに町会の役割を再認識していただき、町会加入世帯の減少に歯止めをかけ、町会を通じて身近な地域でのつながりをもとに、誰もが安心して暮らし続けることができるようにするために、自治振興委員、市民委員、学識経験者、市職員による「八尾市町会加入促進検討会議」が平成23年10月に設置されました。

検討会議では、基礎調査としまして、「町会活動に関するアンケート調査」として、町会長・自治振興委員を対象としましたアンケート調査と市民2,000人を対象にしたアンケート調査、町会長を対象としたヒアリング調査、先進自治体の事例調査及び訪問調査などを実施しました。そして、これらの調査等に基づき、5回にわたり検討会議を開催し、町会活動の活性化と町会加入のあり方について検討をしてまいりました。

その結果、町会加入促進の方向性として、「町会活動の活性化」と「町会への加入促進」の2本柱で取り組みを進めることを基本的な考え方とするという結論に至りました。

この報告書は、その結論に基づき、八尾市と自治振興委員会が行う町会加入促進の考え方や取り組み手法、あるいは今後の町会加入促進及び町会活動の活性化につながる検討事項などの提案をまとめたものです。

八尾市、八尾市自治振興委員会におかれましては、本報告書の内容を真摯に受け止めていただき、町会加入促進さらに町会活動の活性化を図る取り組みを進めるとともに成果の検証を図りながら、誰もが安心して暮らし続けることのできる地域コミュニティを実現していただきますようお願いいたします。

八尾市町会加入促進検討会議
委員長 齊藤 千鶴

<<目次>>

1. 検討の概要.....	1
(1) 検討の背景と目的	1
(2) 検討方法及び体制	1
2. 町会加入の現状と課題	2
(1) 町会の概要	2
(2) 町会加入率について	3
(3) 町会加入の課題	6
(4) 町会加入促進に向けた取り組み	7
3. 基礎調査の結果	9
(1) アンケート調査	9
(2) 町会長ヒアリング調査	27
(3) 先進事例調査	33
(4) 意見のまとめ	42
4. 町会加入促進の方向性	50
(1) 基本的な考え方	50
(2) 町会加入のメリット	51
(3) 町会への加入促進の取り組み	52
(4) 町会活動活性化のための方策	56
5. 今後の町会加入促進及び町会活動の活性化について	57
(1) 速やかに実施に移す取り組み	57
(2) 引き続き検討を行う取り組み	59
(3) 町会加入促進の推進体制	60

資料編	62
------------------	----

[パンフレット(案)]

「町会活動の活性化と町会への加入促進について」

[八尾市町会加入促進検討会議 関連資料]

- (1) 八尾市町会加入促進検討会議委員設置要綱
- (2) 八尾市町会加入促進検討会議運営要綱
- (3) 八尾市町会加入促進検討会議委員名簿
- (4) 八尾市町会加入促進検討会議開催経過

1. 検討の概要

(1) 検討の背景と目的

八尾市では、「八尾市第5次総合計画」において「元気をつなぐまち、新しい河内の八尾」を将来都市像として、地域の想いをまちづくりに反映しやすくする地域分権を進めている。町会については、地域コミュニティの基礎的な部分であるが、近年、加入世帯が減少しつつある。

町会は、一定の区域内の住民による組織で、住民間での親睦・交流や、その区域内に生じるさまざまな問題への対処などを行う組織である。町会は、地域でのつながりそのものであり、その町会への加入する世帯が減少するということは地域のまちづくりに関わる人たちが減少するということである。八尾市では、今後、人口減少と少子高齢化が同時に進むことが見込まれているなか、一人ひとりの市民が身近な地域でのつながりを持ち、安心して暮らし続けることができる地域コミュニティの形成が求められている。

このような状況のもと、地域分権推進の基盤を確保していくため、町会加入世帯の減少への対応策の検討を行うことを目的として、八尾市自治振興委員会、市民委員、学識経験者、関係課職員による「八尾市町会加入促進検討会議（以下、「検討会議」という）」を設置した。

(2) 検討方法及び体制

検討会議では、下記の3種類の基礎調査を行うとともに、全5回の会議を開催し、町会活動の活性化及び町会加入促進のあり方について検討した（検討経過は資料編の通り）。

図表 1 調査内容

種類	調査内容
アンケート調査	【町会長・自治振興委員アンケート】 加入促進活動、町会活動活性化策 [対象者]808人(市職員の訪問により実施)
	【市民アンケート】 町会の活動、加入状況、今後の町会活動 [対象者]20歳以上の男女2,000人(無作為抽出)
町会長へのヒアリング	加入促進に取り組んだきっかけと手ごたえ、加入促進活動の内容、加入継続(退会予防)の工夫、加入促進ツール(ちらし等) [対 象]町会長(自治振興委員) 7人
先進事例調査	加入促進に取り組んだきっかけと手ごたえ、地域と行政との連携・協力の内容・留意点、行政としての加入促進に向けた活動、加入促進ツール(ちらし等) [方 法]文献調査、訪問調査

2. 町会加入の現状と課題

(1) 町会の概要

a) 町会の設立経過

第二次世界大戦後、戦前から結成されていた町内会組織（隣組）は一旦解散となったが、民主社会の成立と社会経済の復興とともに、住民の地域生活上の必要から自主的に新たな自治会が組織され、積極的な活動が行われるようになった。

八尾市では、自治会活動の全市的組織として「八尾市自治振興委員会」が結成された。

平成24年1月1日現在、この八尾市自治振興委員会は、28地区、755町会から構成される市内全域を概ね網羅する八尾市の地域自治組織の中核的組織となっている。

回覧板や掲示板等による行政情報の伝達といった機能が最も身近ではあるが、赤十字の活動や防犯灯の設置管理など市民に身近な活動を全市的に展開できる組織となっている。

b) 八尾市自治振興委員会とは

①発足：昭和26年5月

②目的：地域社会の健全な発展と住民福祉の増進、市政の円滑な推進への協力

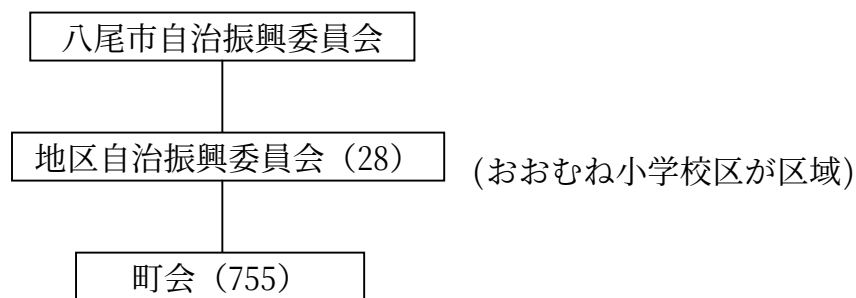
③会議：総会(年1回)

役員会(会長、副会長3人、会計1人の計5人で構成。年10回開催)

幹事会(会長以下、幹事42人で構成。年10回開催)

地区委員会(年10回開催)

図表 2 組織構成（平成24年1月1日現在）



c) 八尾市自治振興委員会の主な活動

①市政への協力（市政だより・家庭用指定ごみ袋の配布、ちらしの回覧、ポスターの掲示等）

②自治振興委員等を対象とした研修会の実施

③幹事を対象とした研修会の実施

④市長等との意見交換会(市政懇談会)の開催

⑤機関紙「うるおい」の発行(年2回)

⑥その他

(2) 町会加入率について

a) 町会への加入状況を表す指標

町会への加入状況を表す指標の一つとして「町会加入率」がある。一般的に町会加入率は次の算出式で算出される。

図表 3 町会加入率の算出式

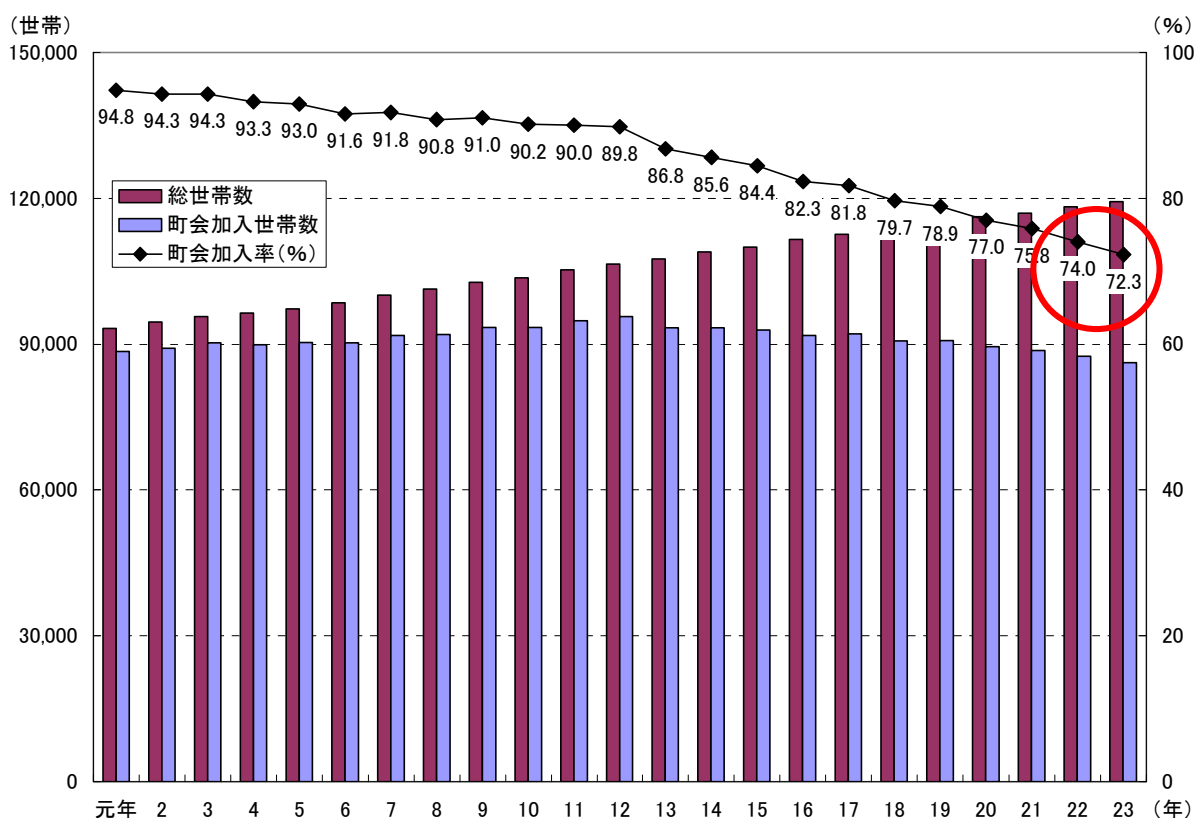
$$\text{町会加入率(\%)} = \frac{\text{町会加入世帯数}}{\text{住民基本台帳世帯数} + \text{外国人登録世帯数}} \times 100$$

b) 町会加入の現状

八尾市における町会加入率の推移は以下のとおりである。

平成元年から平成11年まではゆるやかな低下傾向にあったが、平成12年以降、加入率の低下が進行し、平成23年には72.3%となっている。

図表 4 町会加入率の推移



(注) 各年5月1日現在。

(資料) 八尾市調べ

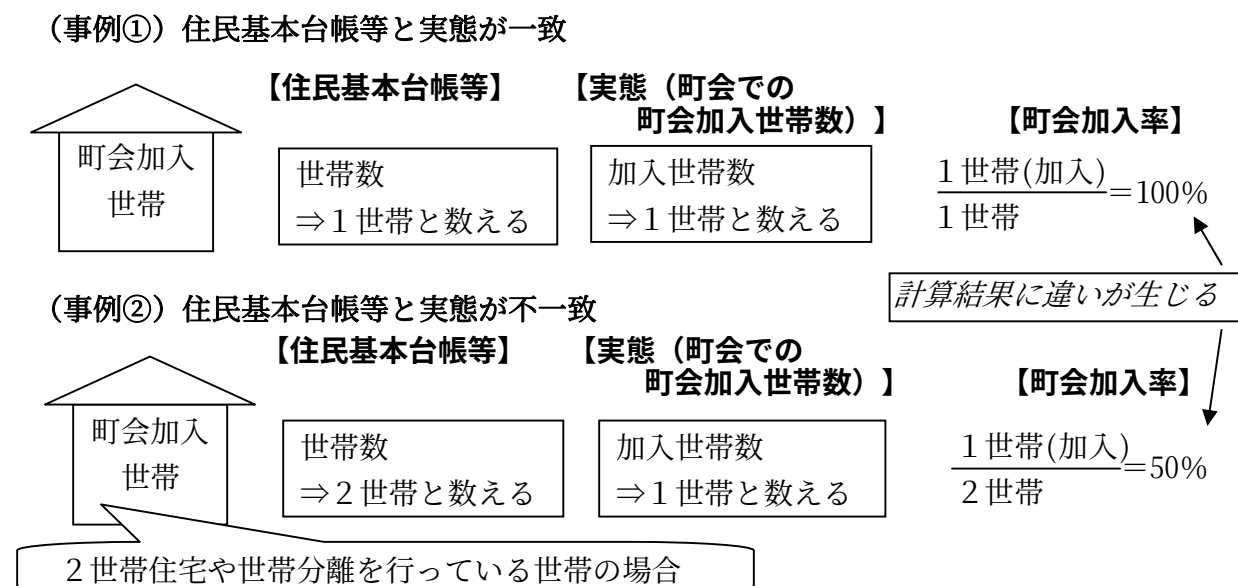
c) 住民基本台帳世帯数を用いた町会加入率の算定方法の課題

町会加入率の算出にあたっては、分子にあたる「町会加入世帯数」は各町会からの報告をもとにした数値であるため、実態を表しているものといえる。

一方、分母にあたる「住民基本台帳世帯数+外国人登録世帯数」（以下、「住民基本台帳等」という）は、「2世帯住宅の場合」や「世帯分離を行っている場合」は『2世帯とカウントしてしまう』ため、世帯全体としては町会に加入しているにも関わらず、同世帯の計算上の加入率は実態よりも低く算出されてしまう。

すなわち、世帯数をどう数えるのかによって、算出される町会加入率に違いが生じてしまうことが起こりうる。

図表 5 住民基本台帳等を用いた算定方法について



d) 国勢調査世帯数を用いた町会加入率の算定

そこで、世帯数をより実態的に表していると考えられる「国勢調査」における世帯数を用いて、町会加入率を試算してみることとする。なお、「国勢調査」が行われない年度については、大阪府が算出している推計人口の世帯数を用いる。

図表 6 国勢調査における世帯数を用いた町会加入率の算出式

$$\text{町会加入率(\%)} = \frac{\text{町会加入世帯数}}{\text{国勢調査世帯数}} \times 100$$

国勢調査の方が世帯数をより実態的に表していると考えられる理由

国勢調査では、住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯としている。住民基本台帳への届出の内容に関わらず、実態として「住居と生計を共にしている場合」は1世帯と数えることになっている。一方、住民基本台帳については届出状況により世帯数を数えるため、住所変更の届出をせずに転居している世帯（例：一人暮らし世帯で届出をせずに転出した人、長期入院者、長期海外渡航者）も、八尾市に住んでいる世帯数として数えることになる。

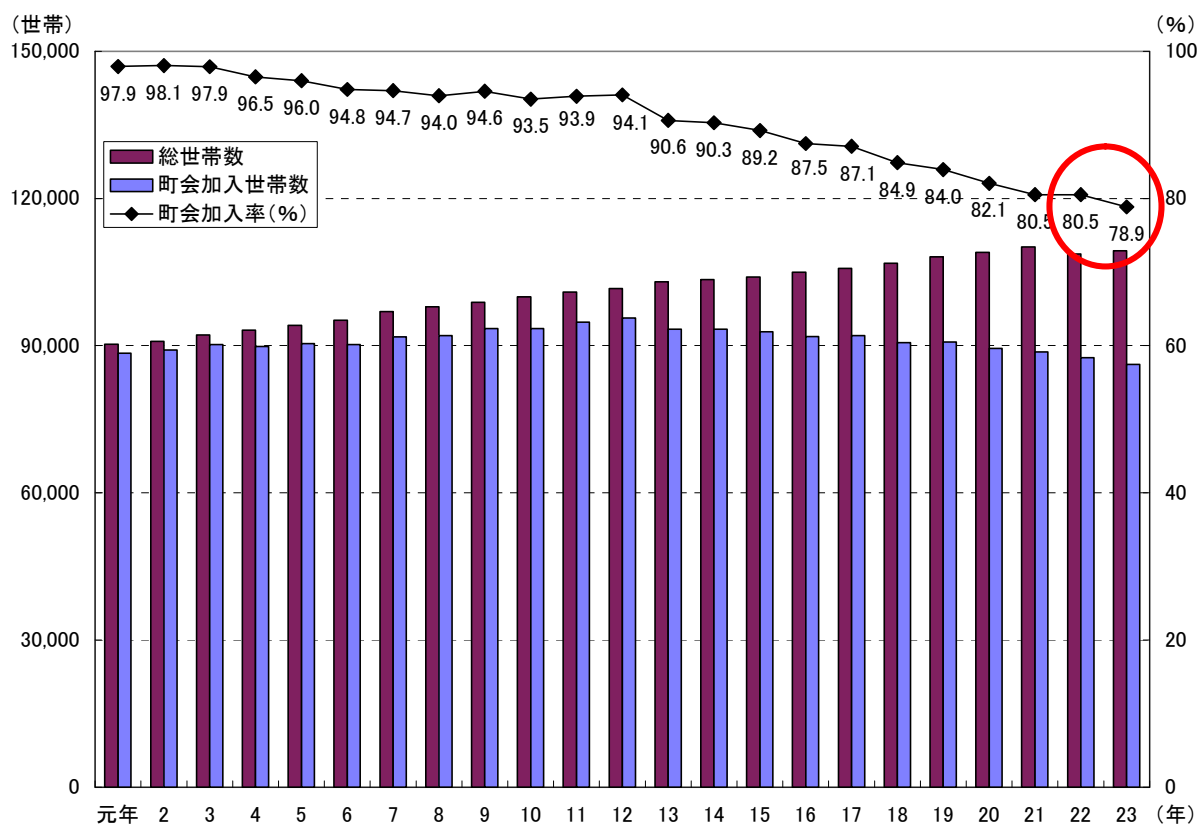
なお、学生寮や社会福祉施設等については、国勢調査では1棟1世帯としているが、住民基本台帳では全て1人1世帯と数える。これらの統計の違い・特性を十分考慮しながら、どのような算出方法が適しているのかについて考えることが必要である。

e) 国勢調査世帯数を用いた町会加入率の試算

国勢調査世帯数を用いた町会加入率を試算し、その推移をみると、**国勢調査世帯数を用いた町会加入率は、平成23年で78.9%となる。**

住民基本台帳世帯数を用いた算出方法によると、平成23年の加入率は72.3%であることから、算出結果に6.6%の違いが生じる。

図表 7 国勢調査による世帯数を用いた町会加入率の推移



(注) 国勢調査結果をもとに推計を行っている。(大阪府算出)

(資料) 大阪府「大阪府統計年鑑」

図表 8 町会加入率（平成23年）の算出結果の比較

世帯数のデータ	世帯数(平成23年)	町会加入世帯数	町会加入率(%)
住民基本台帳等	119,272	86,207	72.3
国勢調査	109,325	86,207	78.9

f) 本市における町会加入率の算定について

今後、本市における町会加入率の算出にあたっては、毎年5月1日現在の住民基本台帳等の世帯数（八尾市算出）によるものと、国勢調査結果の推計世帯数（大阪府算出）によるものの2種類を算出し、町会への加入状況を把握する指標として活用していく。

(3) 町会加入の課題

町会加入率の低下の要因としては、主に次の3点があげられる。

a) 都市化の進展

行政や民間サービスの充実、インターネットの普及などにより、日常生活においては、近隣とおつきあいや関わり合いが特になくても、不自由を感じることなく暮らすことができる社会となってきた。

また、宅地開発やマンションの建設などによる都市化の進展により、住民の価値観やライフスタイルが変化し、町会活動の必要性や魅力の捉え方が多様化している。

「町会に入るのが当たり前」と感じる住民が少なくなってきたとの認識のもと、防災・防犯や福祉など、住民誰もが関わるようなテーマにおいて、町会が役割を果たしていくことが必要となっている。

b) 住宅特性の変化（マンションの建設等）

近年、大規模マンションが開発されているが、戸建住宅と比較してマンションにおいては、その建物構造から近隣関係が育みにくくなっている。たとえば、エントランスのオートロックは、防犯対策として有効と考えられるが、一方で周辺住民との交流を阻む要因のひとつとなっていると考えられている。また、ワンルームマンションなどの賃貸住宅は、住民の入れ替わりサイクルが比較的早く、地域に根ざして暮らそうという意識は希薄になりがちである。

このような住宅特性の変化は、町会の加入にも影響しているものと思われる。分譲マンションの場合、建設時から町会加入の働きかけがないと、入居後に、町会長が個別に勧誘して加入に結びつけるのはきわめて困難である。このような住宅特性の変化に対応した加入促進活動を組み立てていくことが必要となってきた。

c) 町会活動の担い手の不足

多くの町会において、住民の高齢化が進んでいる。そのことは、町会活動の担い手においても高齢化が進んでいることを意味している。また、空き家が増加し、町会の各班の世帯数が減少しているような地域もみられる。

このような状況により、町会活動そのものの魅力の低下や、町会活動の役員負担を回避するために、町会を退会する事例もみられるようになってきている。そのことがさらに町会の活力を低下させる悪循環が生じている可能性がある。向こう三軒両隣りから始まる近隣関係を確保するために、町会活動のメリットを具体化するとともに、担い手の確保に向けた工夫が必要となっている。

(4) 町会加入促進に向けた取り組み

町会加入促進に向けて、八尾市自治振興委員会及び八尾市では次のような取り組みを行っている。

a) 八尾市自治振興委員会の取り組み

- ①市民を対象とした講演会（研修会）の開催
- ②自治振興委員など町会役員による未加入世帯への町会加入の呼びかけ
- ③地区自治振興委員会役員による町会未結成マンション、新興住宅地での町会設立の呼びかけ
- ④町会加入促進施策の検討
- ⑤機関紙「うるおい」で町会活動等の紹介 など

b) 市の取り組み

- ①市政だよりや市のホームページによる加入呼びかけ記事の掲載
- ②新たな分譲住宅入居者への町会加入の呼びかけ依頼（開発業者へ）
- ③新築マンション、新興住宅地(いずれもおおむね100世帯以上)での町会設立の呼びかけ依頼(開発業者、管理会社へ)
- ④出張所や市民課の窓口で転入者に町会加入を呼びかけるちらしの配布(「暮らしのガイドブック」とともに)
- ⑤本庁舎、出張所への八尾市自治振興委員会・八尾市赤十字奉仕団機関紙「うるおい」の配架(年2回)
- ⑥個別配布の指定ごみ袋を手渡し時に町会加入を呼びかけるちらしを配布

図表 9 町会加入の事例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①自治推進課(当時)職員が新築のマンション(約240世帯)の管理組合理事長に町会設立を呼びかけた結果、町会の設立に至った。②八尾市からの依頼に基づき、新興住宅地の開発業者が入居者に町会設立を呼びかけた結果、町会の設立に至った。 <p>※平成23年1月以降でも、3ヶ所の新興住宅地において3つの町会(計217世帯)が新たに設立されている。</p> |
|---|

図表 10 市役所窓口で配布している加入促進ちらし

町会(自治会)に入りませんか

町会(自治会)では、「自分たちの住む地域は自分たちがよくする」という考えに基づいて、さまざまな活動に取り組んでいます。

せっかく縁があって同じ地域に住むことになったのですから、みんなで協力して、自分たちの地域を住みよいものにしませんか。

町会(自治会)にまだ加入されていない方は、ぜひ町会(自治会)に加入していただき、住みよい地域づくりを一緒に進めましょう。



(町会の主な取り組み例)

【住みよい環境づくり】

自分たちが生活する場所は、ごみや落書きなどのない、美しい環境であってほしいというのは住民共通の願いです。

そのため、年に数回、町会内の清掃活動を行い、きれいな地域づくりに努めています。

【防犯灯の設置や維持管理】

町会内の暗い箇所に防犯灯を設置したり、設置後は電球の交換や電気料金の支払いを行うなど安全で安心な地域づくりに努めています。

(防犯灯の設置費用や電気料金には八尾防犯協議会から一部補助金が交付されます。)

《その他、町会(自治会)が行っている活動の主な事例》

●コミュニティ活動

- ◎市民スポーツ祭への参加・協力、防犯パトロール
- ◎餅つき大会などのレクリエーション活動

●行政(市など)への協力

- ◎市政だより及び家庭用指定ごみ袋の配布
- ◎ちらしの回覧やポスターの掲示による情報提供(市の行事や警察からの犯罪情報など)



ご存知でしたか？

阪神・淡路大震災(1995年1月17日発生)で生き埋めとなった方の約8割は近所の方々の協力で救出されたそうですよ。

このことから、隣近所との良好な関係づくりや町会(自治会)を核とした自主防災組織づくりの大切さがわかりいただけるのではないのでしょうか。

連絡先：八尾市市民ふれあい課(電話：072-924-3827)

3. 基礎調査の結果

(1) アンケート調査

a) 調査概要

[調査の目的]

八尾市における町会活動や町会加入促進活動の現状と課題を把握し、町会のあり方についての検討を行う際の参考資料とする。

[調査の方法、実施状況]

調査の方法、実施状況は下表のとおりである。

図表 11 調査の方法、実施状況

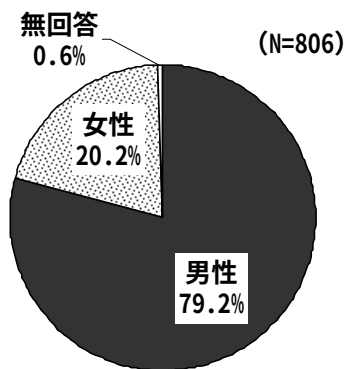
項目	町会長・自治振興委員	市民
調査対象	町会長・自治振興委員808人	八尾市在住の20歳以上の男女 2,000人（無作為抽出）
調査方法	職員による直接配布・直接回収	郵送による配布・回収
配布数	808	2,000
回答数	807	896
有効回答数	806（有効回答率：99.8%）	896（有効回答率：44.8%）
調査期間	平成23年9月15日 ～平成23年9月30日	平成23年9月22日 ～平成23年10月5日

b) 町会長の属性・町会活動の概要

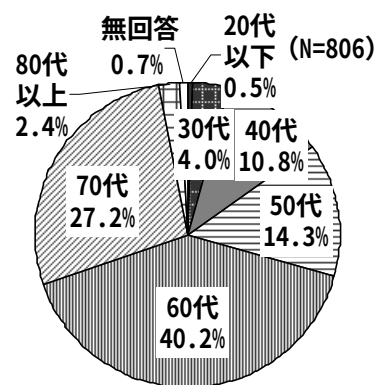
- ・ 町会長は男性が多く、また60代、70代の方が多い。
- ・ 就任年数は1～2年未満、1年未満、3年以上と様々であり、選出方法は自薦・他薦が多く、次いで持ち回り制、抽選・くじ引きとなっている。

■町会長の属性

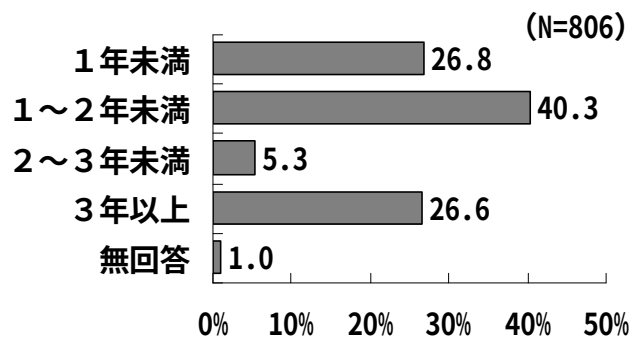
図表 12 性別



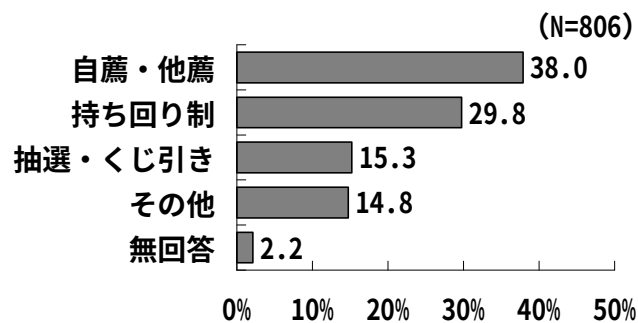
図表 13 年代



図表 14 就任年数



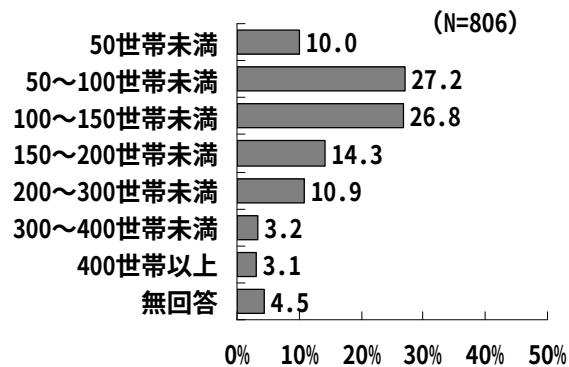
図表 15 選出方法



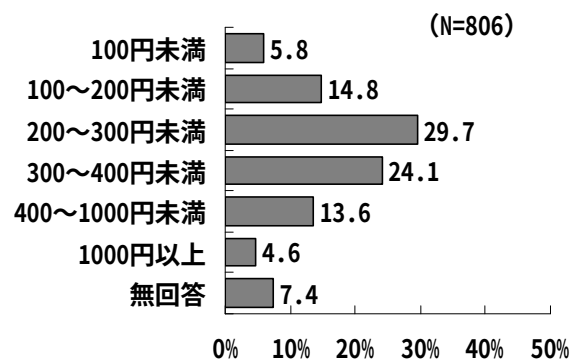
- ・ 町会あたりの世帯規模は50世帯～150世帯が多く、町会費の世帯当たり月額は200円～400円未満が多い。
- ・ 各種募金や献金活動、スポーツ祭や各種スポーツ、有価ごみや廃品回収、慶弔の世話、防火、防犯、防災活動などを行っている町会が多い。
- ・ イベント、集会所設置・管理、レクリエーションは市民の認知度が高いが、参加率は低い。
- ・ 市民の約3割は、町会が防犯灯の設置・維持管理を行っていることを知らない。

■町会活動の概要

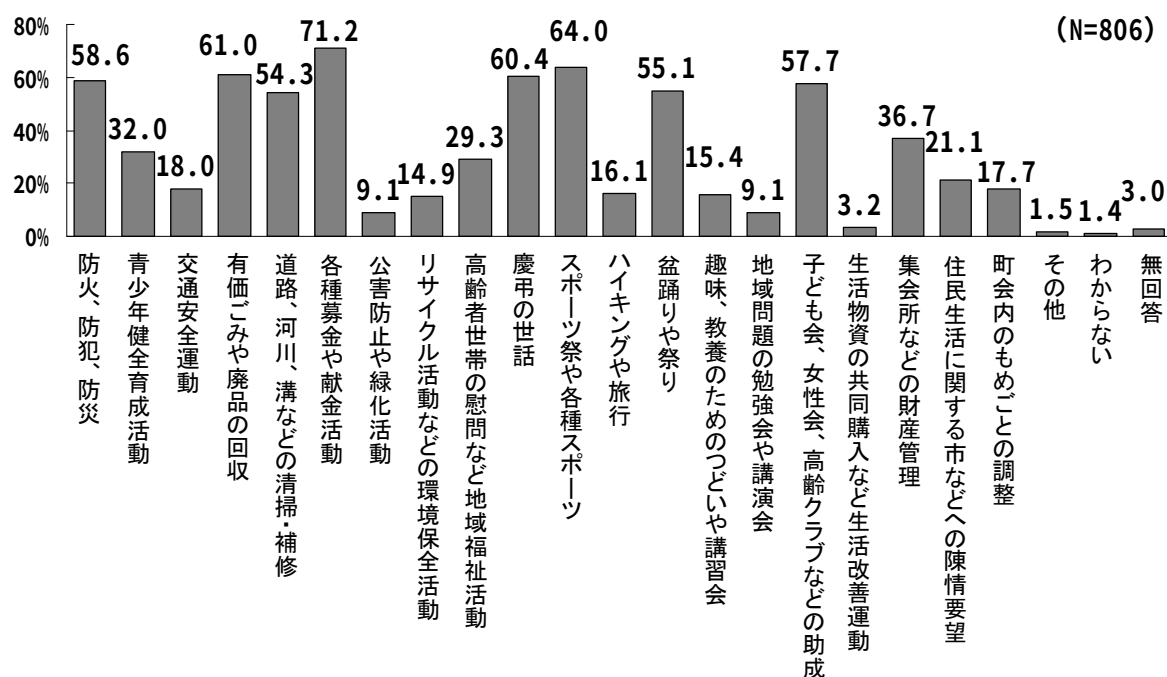
図表 16 町会あたりの世帯規模（町会長アンケート）



図表 17 町会費（月額）（町会長アンケート）



図表 18 活動内容（町会長アンケート）



図表 19 認知・参加状況（市民アンケート）

	活動	認知	参加
認知度が高く、参加率も高い活動	市政だよりや指定ごみ袋の配布	96%	89%
	回覧板の回覧や掲示板の管理	94%	79%
	募金	80%	68%
	地域内の清掃活動	79%	54%
認知度は高いが、参加率が低い活動	盆踊りやお祭りなどのイベント	89%	40%
	集会所などの設置・管理	76%	42%
	レクリエーション(花見など)	63%	17%

[その他]

防犯灯の設置・維持管理
の認知度(71%)



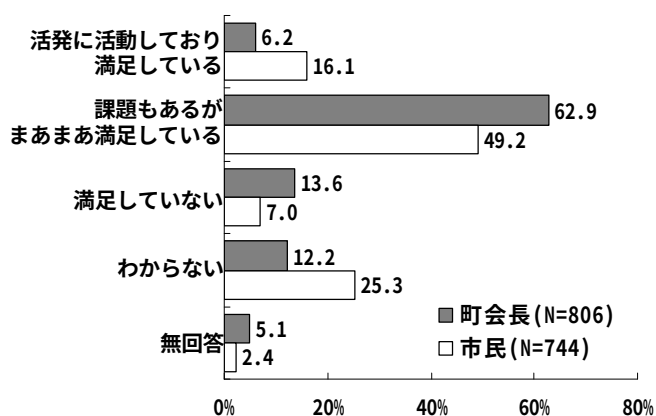
約3割が知らない

c) 町会活動に対する満足度・町会長が特に苦勞している取り組み・参加状況の課題

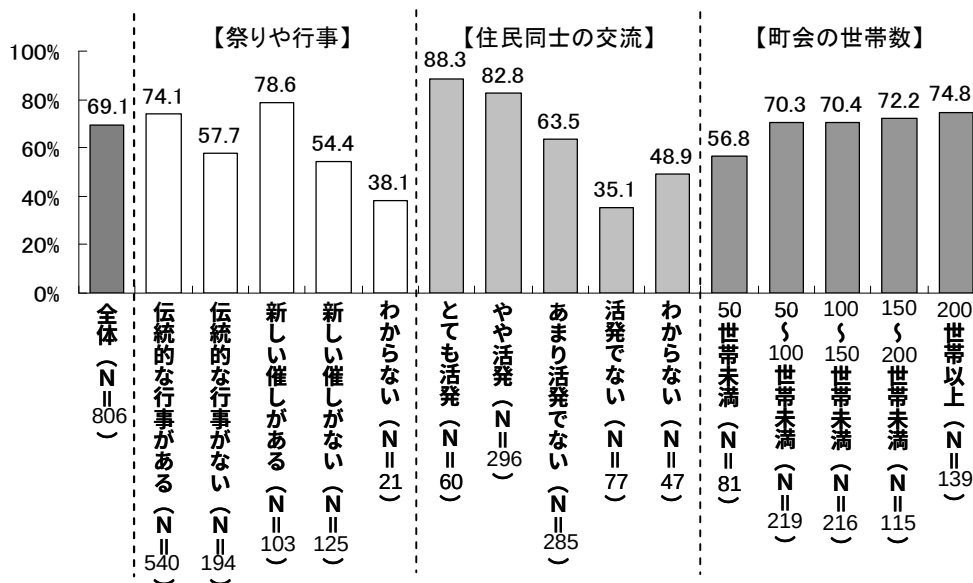
- ・ 町会長・市民とも、町会活動に対して、課題もあるがまあまあ満足と感じている人が多い。
- ・ 新しい催しがある地域、住民同士の交流が活発な地域では、町会長の満足度が高い。また、世帯数が多いほど満足度が高くなる傾向がみられる。
- ・ 町会長として特に苦勞している取り組みは、後任や役員の確保、行事・イベントの参加者の確保、行事・イベントの準備・開催など。
- ・ 町会長の約半数が、町会活動に特定の人しか参加していない、あるいは活動への参加者が少ないと考えている。

■町会活動に対する満足度

図表 20 全体（町会長アンケート・市民アンケート）



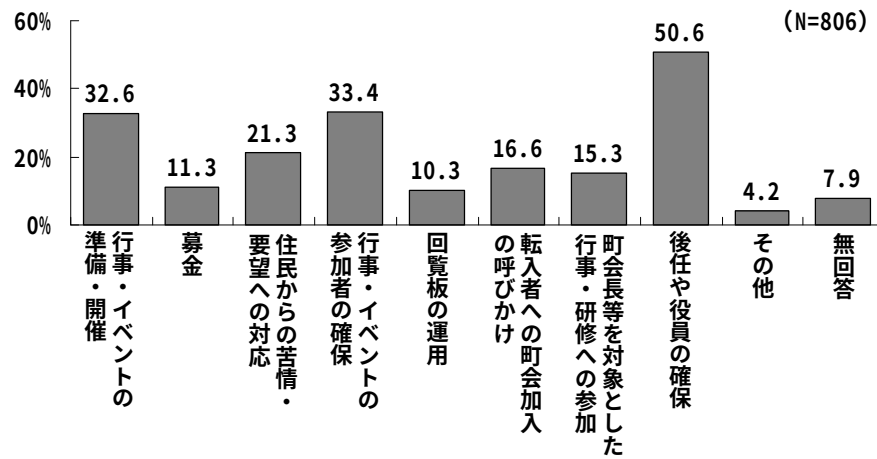
図表 21 町会の状況別にみた「満足している（※）」の割合（町会長アンケート）



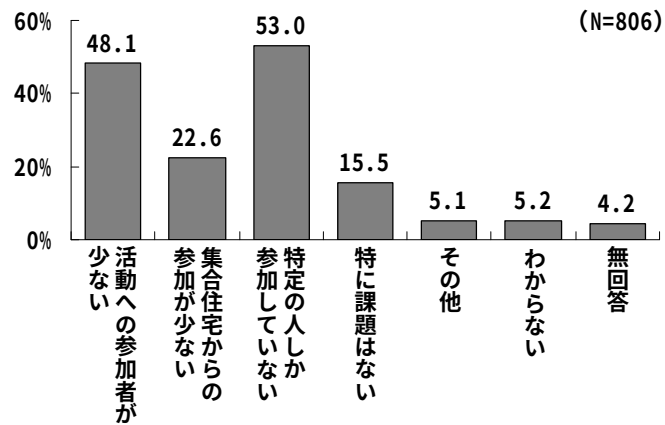
(※)「満足」と「まあまあ満足」の合計

■町会活動に対する満足度

図表 22 町会長が特に苦勞している取り組み・課題（町会長アンケート）



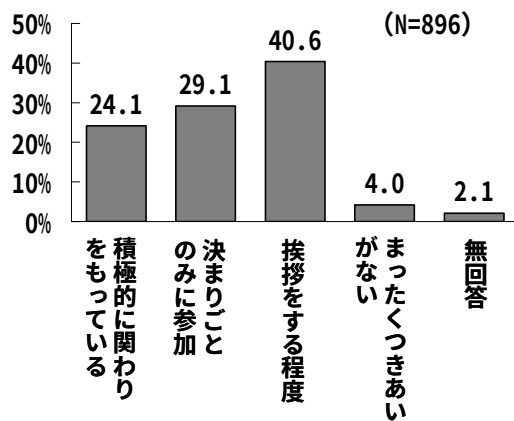
図表 23 町会活動への住民の参加状況の課題



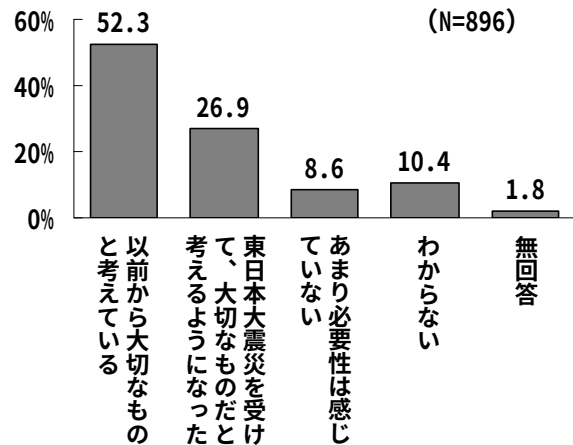
d) 市民の近隣とおつきあいの状況・地域活動への参加意向

- ・ 近隣の人と積極的に関わりをもっている人はそれほど多くはないが、以前からつきあいは大切なものと考えている人、東日本大震災を受けて大切だと考えるようになった人は多い。また、大規模災害時には、約半数が互いに助けあえると考えている。
- ・ 地域活動に関わりたくないと考えている人はごく少数で、約8割の市民は活動に参加・協力する意向を持っている。
- ・ 町会活動をより良くするためには、誰もが参加しやすい企画・運営や、情報伝達・共有の充実、役員負担の軽減などが求められている。

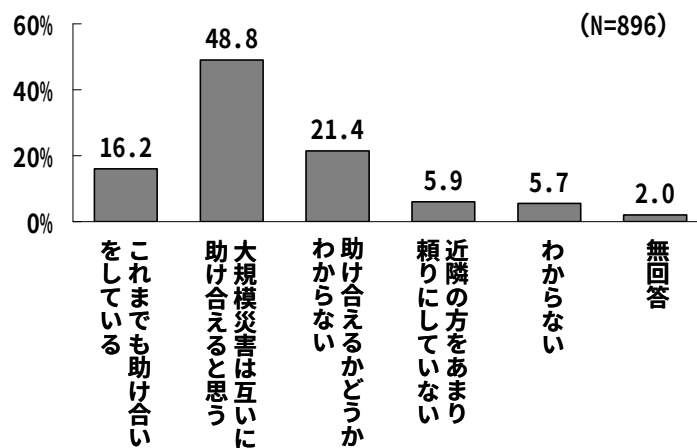
図表 24 近隣とおつきあいの状況
(市民アンケート)



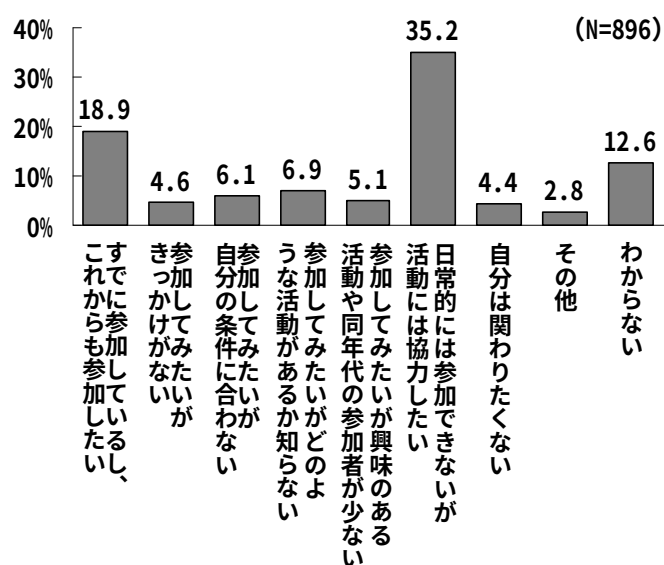
図表 25 近隣とおつきあいについての考え方
(市民アンケート)



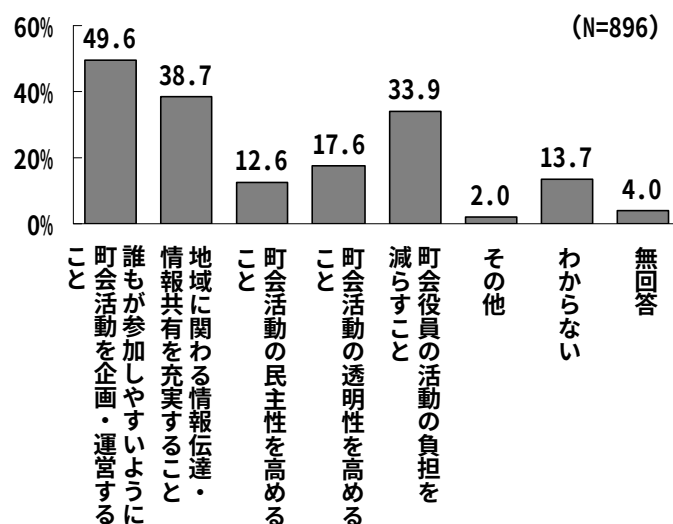
図表 26 大規模災害時の近隣での助け合い (市民アンケート)



図表 27 地域活動への参加協力の意向（市民アンケート）



図表 28 町会活動をより良くする活動（市民アンケート）



図表 29 町会活動について市民が考えていること（市民アンケートの自由記述から）

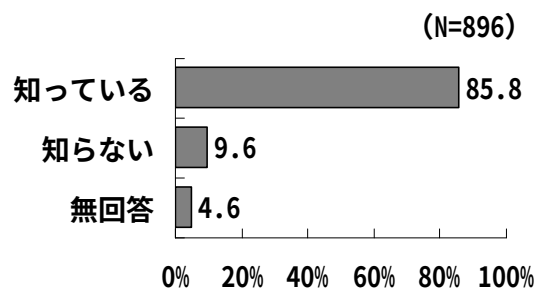
- ・ 近所づきあいを通じて、住民同士が支え合い、助け合うことが必要。
- ・ 気軽に参加できる場所や催しがあればよい。
- ・ 若い世代にも参加してもらいたい。
- ・ 新しい住民が馴染めるような配慮をしてほしい。
- ・ 町会加入のメリットを示してほしい。

e) 町会の認知度・町会への加入状況

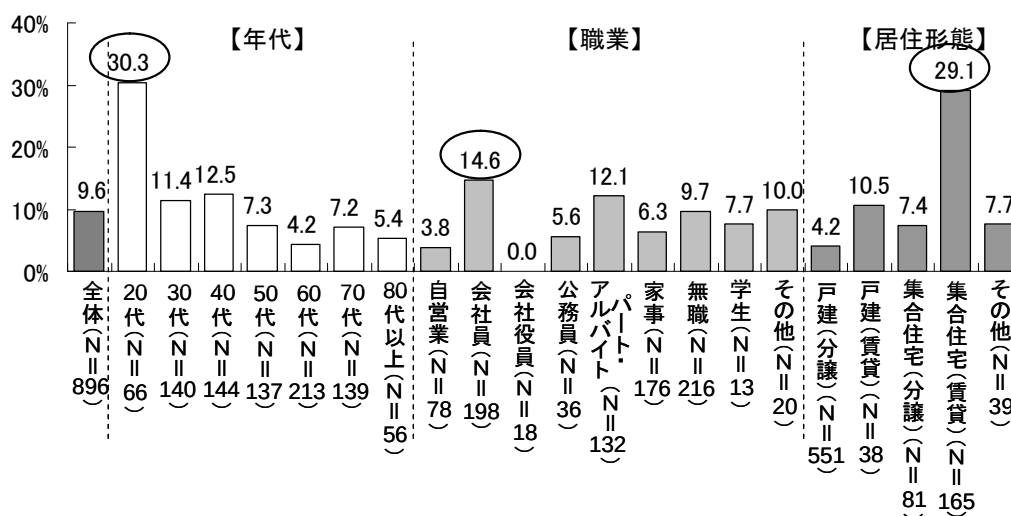
- ・ 市内各地で町会が結成されていることは、8割以上の人知っている。
- ・ 一方、町会が結成されていることを「知らない」という回答は、20代、会社員、集合住宅（賃貸）の住民に多い。
- ・ 町会に加入している市民は8割を超える。
- ・ 「加入していない」という回答は、町会の認知度と同様、20代、会社員、集合住宅（賃貸）の住民に多い。
- ・ 住宅の種類別では、戸建と集合住宅（分譲）では加入している割合が高いが、集合住宅（賃貸）では未加入の割合が高い。

■町会結成の認知度（市民アンケート）

図表 30 全体の認知度

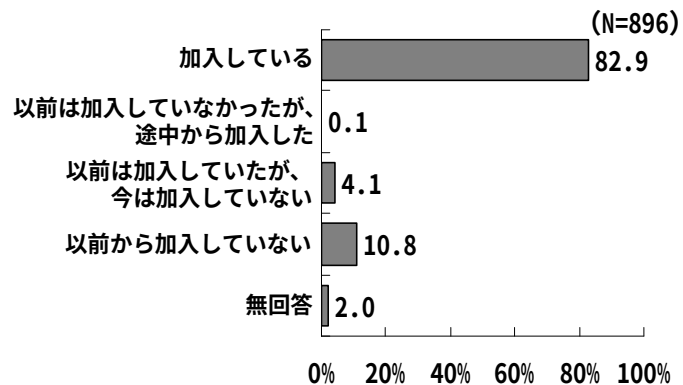


図表 31 年代・職業・居住形態別にみた「知らない」の割合

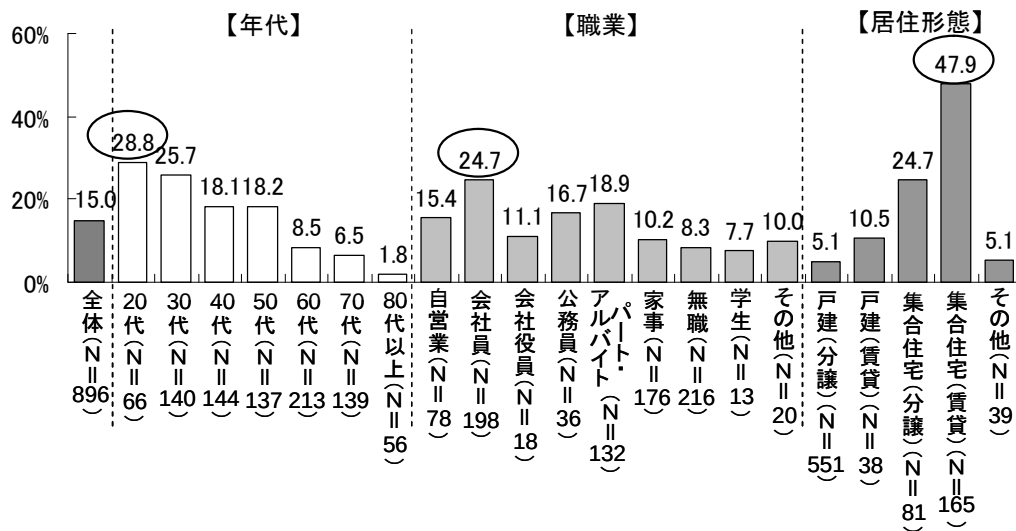


■町会への加入状況

図表 32 全体（市民アンケート）



図表 33 年代・職業・居住形態別にみた「加入していない」の割合



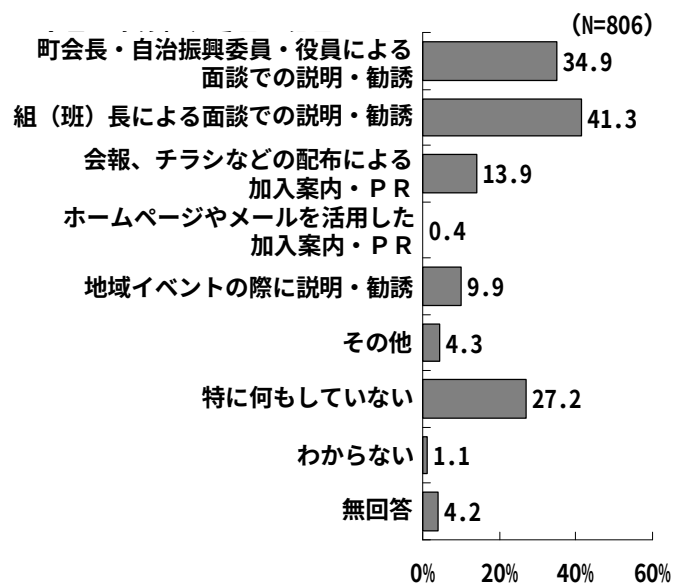
図表 34 住宅の種類別にみた加入状況（町会長アンケート）

	ほとんど加入	半数以上加入	ほとんど未加入	わからない
戸建住宅	90%	9%	1%	1%
集合住宅(分譲)	53%	22%	13%	13%
集合住宅(賃貸)	35%	24%	34%	7%
寮・社宅	19%	6%	23%	52%

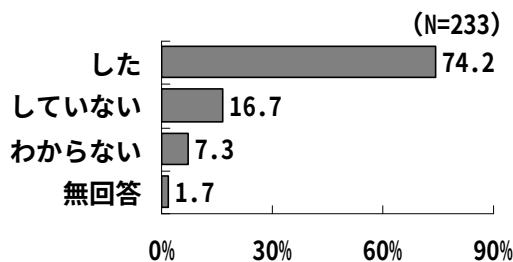
f) 町会加入促進のための取り組み

- ・ 町会加入を促進するための取り組みとしてよく行われているのは、町会長や組（班）長等による転入者への面談での説明である。また、集合住宅建設や住宅地開発があった際には、7割以上の町会長が、加入促進のための取り組みを行っている。
- ・ 約2割の市民が、町会長や組（班）長等による勧誘が町会加入のきっかけになったと回答している。
- ・ 町会未加入者では、町会があることを知らなかったとの回答が約4割、加入するきっかけがなかったとの回答が約3割で、加入の必要性を感じていないとの回答は約2割にとどまっている。
- ・ 勧誘にあたっての工夫や効果があった取り組みとしては、転入者に対する働きかけをすぐに行うこと、町会加入のメリットを示すこと、住宅建設時等に施主やオーナー、管理会社に働きかけを行うことが挙げられている。

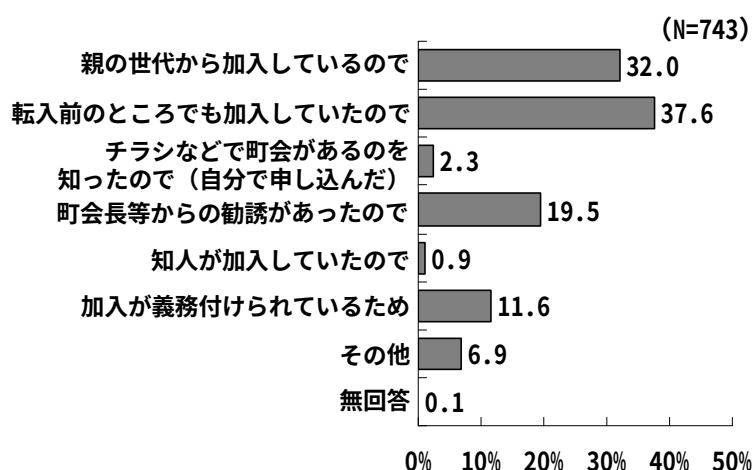
図表 35 加入促進の取り組み（町会長アンケート）



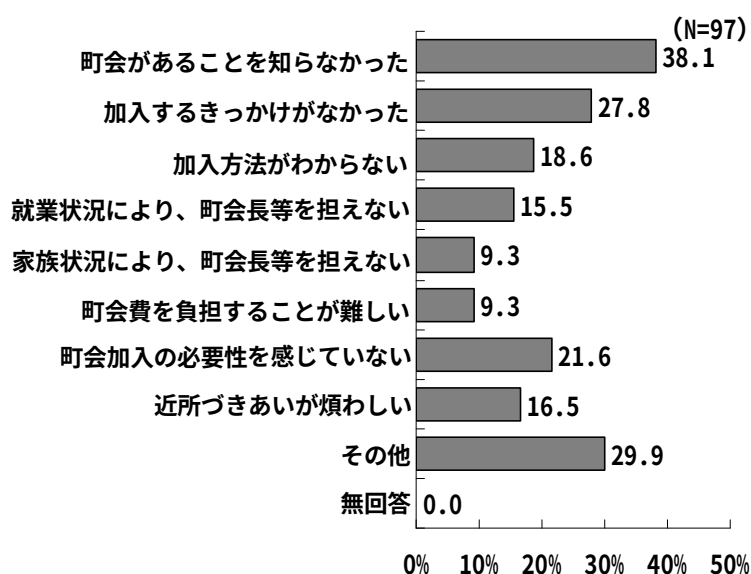
図表 36 集合住宅・住宅地開発の際の取り組み（町会長アンケート）



図表 37 町会加入のきっかけ（市民アンケート）



図表 38 町会未加入の理由（市民アンケート）



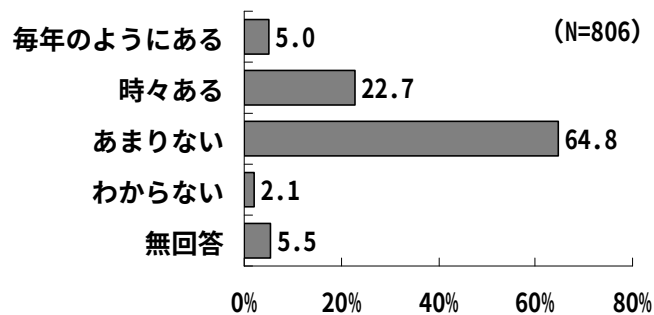
図表 39 勧誘にあたっての工夫や効果があった取り組み（町会長アンケートの自由記述から）

- ・ 引っ越しから時間を置かず、組（班）長と役員がペアで訪問。
 - ・ 町会加入のメリットを記載した資料を作成。
 - ・ 賃貸マンションのオーナーとの連絡体制を強化。
 - ・ 防災の観点から勧誘。
 - ・ 町会費の値下げ。
 - ・ 地域のイベント開催時に町会をPR。
- [集合住宅建設・住宅地開発時]
- ・ 住宅建設段階で施主やオーナーに働きかけ。
 - ・ 建設が決定した際、建築主に町会の規約を渡し、加入をお願い。
 - ・ 集合住宅の管理会社との間で、入居の契約時に町会加入を条件とする旨の取り決めをした。
 - ・ ワンルームマンションは出入りが激しいため、戸別ではなくマンションとして加入してもらった。

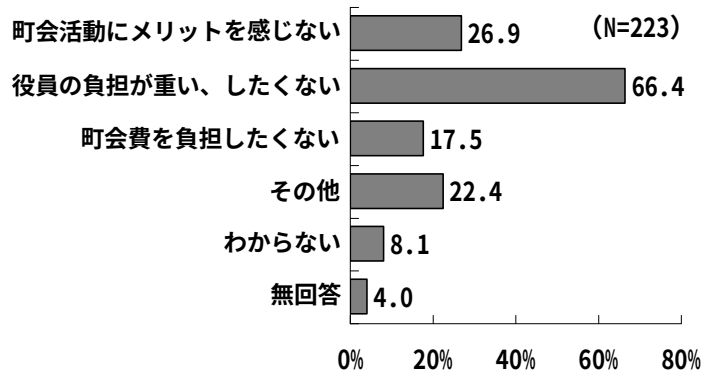
g) 退会を防ぐための取り組み

- ・ 約3割の町会で退会が時々ある。また、退会する可能性がある市民も約1割いる。
- ・ 退会の理由として、町会長の約7割、市民の約4割が、役員の負担を挙げている。
- ・ 負担軽減策を設けている町会は1割に満たないが、市民の約7割が高齢者が加入継続できるような配慮が必要であると考えている。
- ・ 町会における負担軽減策としては、一人暮らし高齢者等世帯の状況に応じた役員負担の軽減や、町会費の減額・引き下げなどが挙げられている。

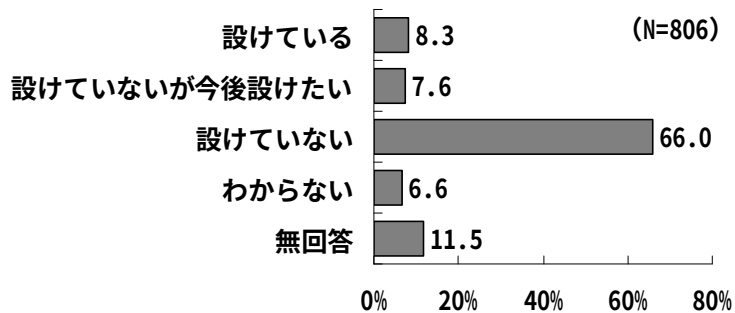
図表 40 町会退会のケース（町会長アンケート）



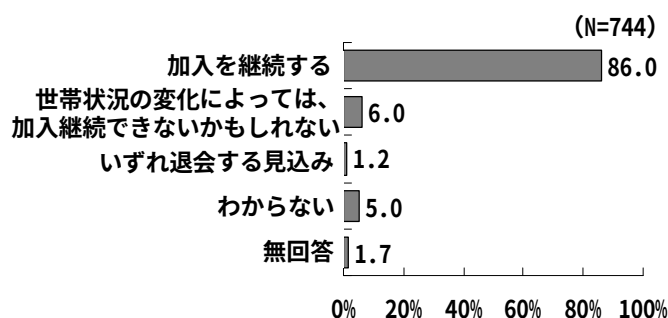
図表 41 町会退会の理由（町会長アンケート）



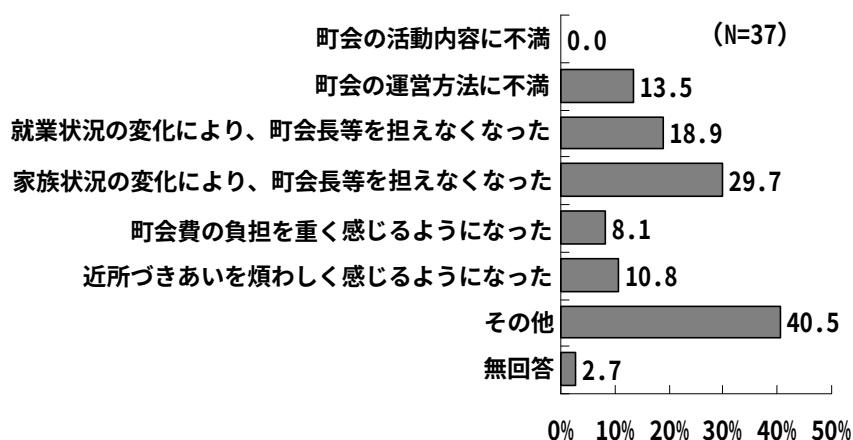
図表 42 負担の軽減策（町会長アンケート）



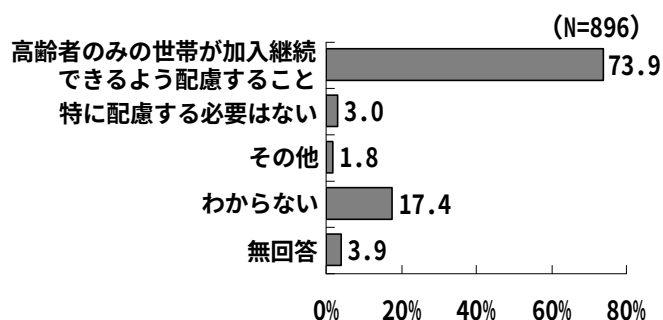
図表 43 町会加入の継続意向（市民アンケート）



図表 44 町会退会の理由（市民アンケート）



図表 45 高齢者の世帯への配慮（市民アンケート）



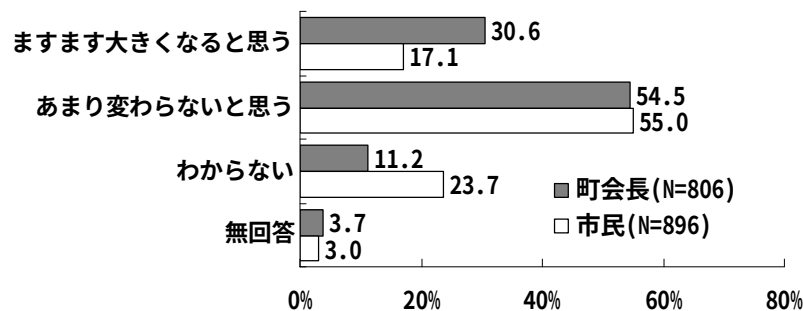
図表 46 負担の軽減策（町会長アンケートの自由記述から）

- ・ 世帯の状況に応じて役員の負担を軽減している。
- ・ 高齢者に対する役員の負担を軽減している。
- ・ 世帯の状況に応じて町会費を減額している。
- ・ 町会費の引き下げを行った。

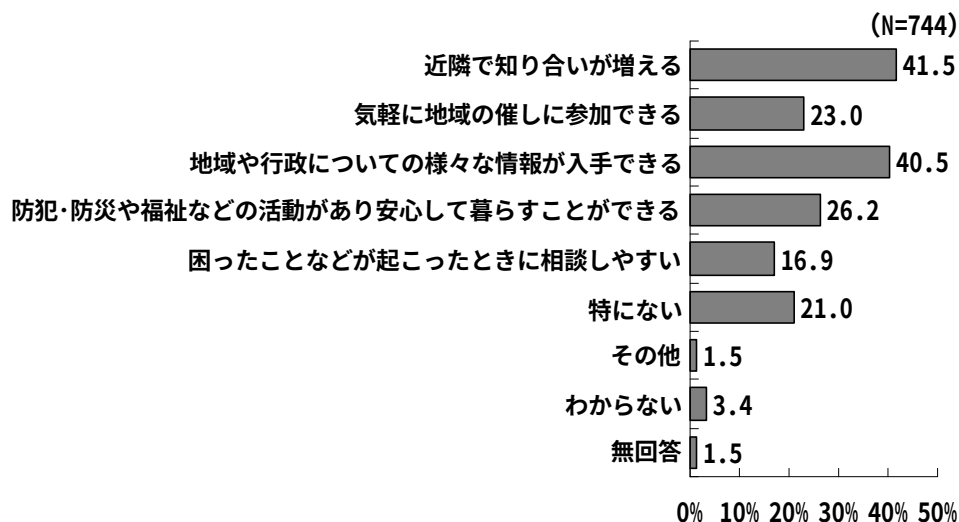
h) 今後の町会が担う役割・町会に加入してよかったと思うこと・町会加入促進で行政に求める取り組み

- ・ 町会長では、今後の町会が担う役割がますます大きくなると考えている人が多い。
- ・ 市民は、近隣で知り合いが増えることや、地域や行政についての情報が入手できること、防犯・防災、地域福祉活動などにより安心して暮らすことができることなどをメリットとしてとらえている。こうした点を、加入呼びかけの説明をする際に働きかける（メリットを明確にする）ことが重要である。
- ・ 町会加入促進のために行政に求める取り組みとして、町会長では、行政窓口での加入促進、開発業者・不動産業者への協力要請、ちらしの配布等が求められている。また、市民では、行政窓口での加入促進に加えて、転入（転居）手続き時に町会の連絡先を伝達することが求められている。

図表 47 今後の町会が担う役割（町会長アンケート・市民アンケート）

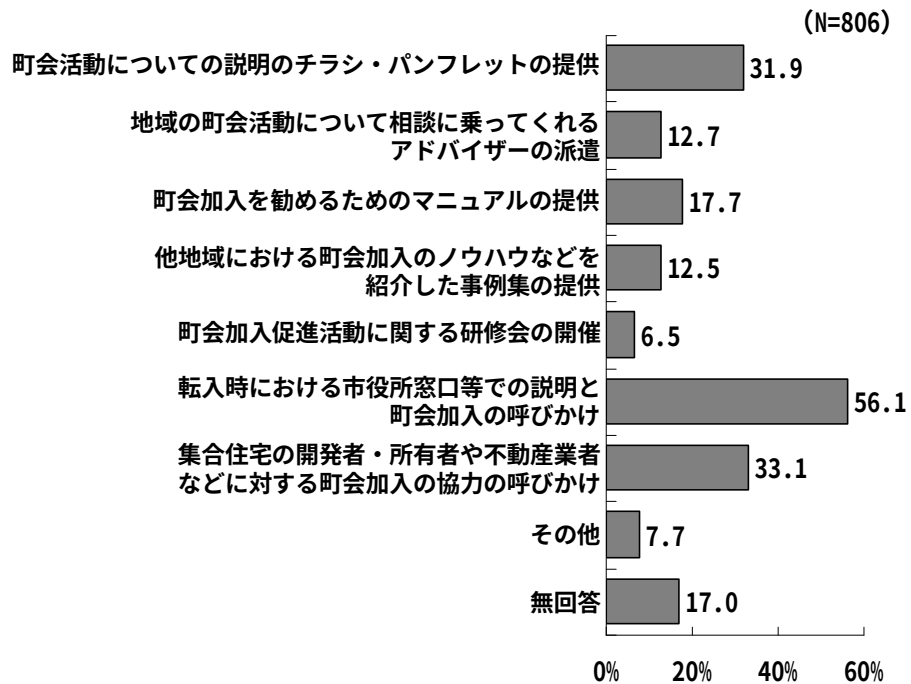


図表 48 町会に加入してよかったと思うこと（市民アンケート）

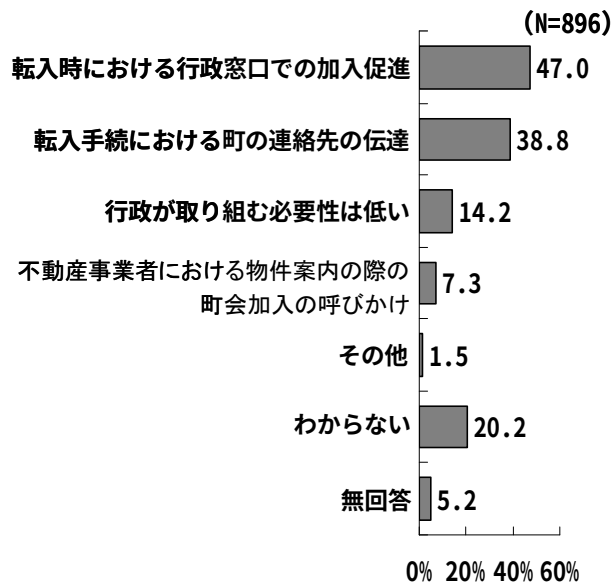


■町会加入促進で行政に求める取り組み（町会長アンケート・市民アンケート）

図表 49 町会長が行政に求める取り組み



図表 50 市民が行政に求める取り組み



i) 町会加入促進に向けて

- ・ 町会に加入している市民は、知り合いができることや安心して暮らせることなど、加入のメリットを感じている。
- ・ 町会未加入の市民について、加入する意思がないのではなく、加入するきっかけがないという理由が多く、町会長等から直接声をかけることにより加入に結びついたケースは多い。このことから、開発指導段階に業者への声かけをするなど出来るだけ早い段階で町会加入のアプローチを行うことは効果的であると考えている。
- ・ 上記のような町会加入のメリットを、あらゆる機会を活用して訴えかけることにより、加入促進を推進していくことが求められる。
- ・ ある程度の規模で、住民同士の交流を活発に行うことで、さらに活動への参加・協力が増える「良い循環」が生まれると考えられる。

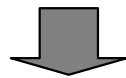
[まとめ]

- ・ 町会長は、町会活動への参加者が少ないことが課題であると考えており、行事やイベントの参加者や役員の確保に苦労している。
- ・ 一方、市民は、町会活動に参加する意向はあるものの、負担の軽減なども含めて、誰もが参加しやすい企画や運営を求めている。
- ・ 町会があることを知らない市民は、20代、会社員、集合住宅（賃貸）の住民で多く、未加入についても同様の傾向がみられる。
- ・ 町会未加入の理由については、加入する意思がないのではなく、町会があることを知らなかった人、また、加入するきっかけがなかった人が多い。
- ・ 町会から直接声をかけることが町会加入のきっかけになったケースは多く、転入（転居）時に早期アプローチをすることが効果的である。
- ・ また、集合住宅建設や住宅地開発の際には、関係する業者やオーナーに早期アプローチすることも重要である。
- ・ 加入している市民の多くは加入を継続する意向を示している。
- ・ 退会を検討する主な理由は、高齢になり役員が担えなくなることであり、高齢者世帯への配慮が求められている。言い換えれば、世帯の状況に応じて負担を軽減することが、退会を防ぐことにつながる。
- ・ 町会に加入している人は、近隣で知り合いが増えること、情報が入手できること、安心して暮らせることが、町会加入のメリットであると考えている。
- ・ 上記のようなメリットをあらゆる機会に訴えることで、加入促進を推進していくことが求められる。

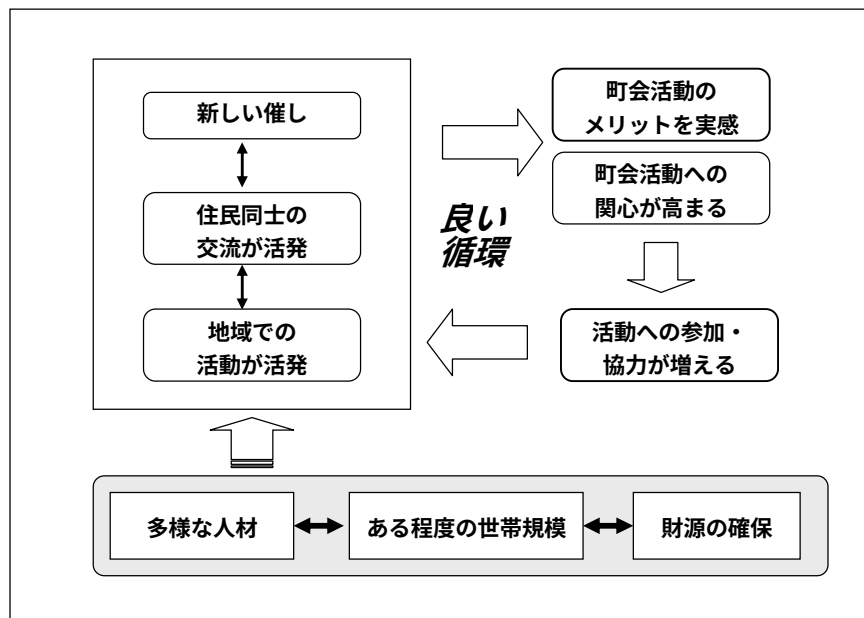
[町会活動の「良い循環」についての考察]

《活動が活発な町会にみられる特徴》

- 新しい催しがある
- 住民同士の交流が活発である
- 町会の世帯規模が大きいほど、「活動に満足」する傾向
- 町会費の月額が「400円」以上であると、活動の種類が多様になる



次のような「良い循環」ができていると考えられる



(2) 町会長ヒアリング調査

a) 調査概要

アンケート調査では把握できない町会活動の実態を把握することを目的として、町会長（自治振興委員）の中から、町会加入促進などについて先進的な取り組みをされている町会長7名の方にご協力をいただき、ヒアリングを実施した。（調査時期：平成23年11月24日～12月6日）

b) 調査結果のまとめ

[町会運営について]

◆活動内容・参加状況

- ・町会では、住民交流のイベント（もちつき、夏祭り等）、防災、防犯、交通安全、地域の美化などに熱心に取り組んでいる。
- ・活動にあたって、参加者の確保で苦勞している活動もみられる（例：市民スポーツ祭など）。また、集合住宅からの参加が少ないと感じている地域もある。

◆体制づくり

- ・町会長個人の動きだけでは限界があるため、役員会に提案し、方針決定を求め、賛同が得られたものを実行するなど、運営での工夫をしている町会がみられる。
- ・町会を活性化するためには、地域の課題について取り組みを進めていくことが必要であるが、町会長が1年交代等で代わる町会もみられるなかで、課題への対応に取り組める体制づくりや、関係機関の協力・支援の体制が必要と思われる。
- ・町会では書類作成や会計ができる人材確保で苦勞している。また、後継者の確保が心配されている。講習会やマニュアルなどの支援が必要と思われる。
- ・新しく建設されたマンションの事例では、マンションの住民に町会長経験者がいたため町会が設立されていたが、そのような人材が入居者にいない場合、町会そのものが設立されない可能性もある。町会として新しいマンションでの町会設立を支援していくことが必要と思われる。

◆運営での工夫など

- ・指定ごみ袋の配布の際に手渡しを心がけるなど、住民とのコミュニケーションを大切にしている町会長がみられた。
- ・様々な地域課題を解決していくために、行政や警察との連携を粘り強く進めている取り組み事例や、交渉案件について2名対応を基本とするなどの工夫がみられた。
- ・住民の了解を得ながら独自で名簿作成をしている町会がみられた。また、地域独自の回覧を頻繁に作成し、住民への周知に留意している町会がみられた。
- ・町会の集会所の利用料が、町会の貴重な独自財源となっているところが見られた。
- ・校区と自治振興委員会の活動区域の整合確保、班の規模の確保が、今後の検討課題である。

[町会加入について]

◆町会への加入状況

- ・今回のヒアリングを実施した町会では、いずれも戸建世帯については加入率が高い。また、大規模なマンションでも加入事例がみられた。
- ・マンションの町会加入については、マンションのオーナーの意向が影響しているとの意見があった。
- ・高齢のため役員を担えないとの申し出があったり、子どもの成長に伴って、町会を退会する事例もみられた。

◆加入促進活動（現状）

- ・転入世帯を訪問し、町会への加入を呼びかけるのが、いずれの町会でも基本的な活動である。勧誘にあたっては町会加入のメリット（回覧板や指定ごみ袋の配布など）を説明されている。
- ・賃貸マンションの契約時に不動産業者が町会加入を進めたことが加入につながった事例がみられた。
- ・戸建住宅の分譲計画やマンションの建設計画がある町会では、入居時における加入促進活動を検討している。
- ・未加入のマンションについて、不動産業者と交渉している事例が見られた。
- ・町会長の交代を機に、建売分譲後5年程度経過した未加入の戸建住宅を訪問したところ、加入した事例があった。
- ・高齢者世帯について、役員や掃除当番を免除している事例がみられた。
- ・特に若いファミリー世帯には町会に入って欲しいとの意見があった。

◆加入促進活動（アイデア）

- ・転入の直後に町会長等が転入者に声をかけるのが一番である。
- ・市役所・出張所における転入手続の際に、職員から加入を呼びかける「ひとこえ運動」をしてはどうか。
- ・加入促進ちらしの雛形があると加入促進活動がしやすい。町会に入るとは地域活動の輪に入ることであることや、防犯灯の電気料金の負担などの町会の役割などを伝えたい。
- ・マンションについては、開発指導段階でオーナーに対して、町会加入の促進への協力を依頼してほしい。
- ・新築のマンションについては、町会の設立が大変である。ある程度強引にリードしてくれる住民も必要である。
- ・町会の行事・イベントは子ども向けや高齢者向けが多い。子どもがある程度大きくなった世帯（40代～50代）が町会加入のメリットを感じられるような工夫である。

c) ヒアリング結果の概要

	A町会	B町会
地域概要	- 竹淵小学校区 - 約80世帯	- 亀井小学校区 - 約330世帯
活動内容 ・参加状況	- もちつき - スポーツ行事 - 防犯（不審者対策、防犯灯設置、歳末夜警） - 登下校の見守り - 防災（食料備蓄、火災警報器） - 集合住宅からの参加が少ない。	- 防犯（パトロール、防犯灯設置） - 防災（消火訓練等） - 一人暮らし高齢者の見守り - 地域一斉清掃 - 募金 - 慶弔の世話 - 市民スポーツ祭等の参加者確保が課題
体制づくり	- 会長をサポートする人材が不足 - 後継者確保が課題 - 町会名簿を作成 - 自主防災組織（今後機能していくかが課題）	- 町会長選考委員会を設置し、役員を選出 - 運営委員会（毎月開催）で課題を協議
運営での工夫など	- パソコンで文書管理を行い、容易に引き継ぎが行えるような体制を整えている。 - 指定ごみ袋を手渡し配布。（住民とのコミュニケーション） - 町会費が還元されていることが分かってもらえるような工夫（例：食糧備蓄入替時の住民への配布）	- 地域行事で公民館（地域の集会所）を活用 - 財産管理は町会長間で引き継ぐ。 - 企業などの寄付を募る。
町会の加入状況	- ほとんどの世帯が加入（工場も加入） - 加入しない事業所もあり。 - 退会事例はない。（転出を除く）	- マンション世帯は加入していない。 - 班長を担いたくないのも未加入の理由の一つ。
加入促進活動（現状）	- 転入者を訪問し勧誘している。 - 不動産業者と交渉し、単身者アパートも加入（町会費は振込） - 建売住宅の計画があり、早めに対応する予定 - 特に、ファミリー世帯は町会に入ってほしい。	- 建売住宅の入居者を勧誘し、加入に至った。 - 新築マンションについて、管理会社を通じて加入を求めている。 - 社宅については、建設の際に町会加入を条件とした。 - 加入案内ちらしを配布したが、あまり効果がない。
加入促進活動（アイデア）	町会が行政に依頼した時に辛いところに手が届くような支援をする。	

	C町会	D町会
地域概要	- 高安西小学校区 - 約110世帯	- 亀井小学校区 - 約200世帯
活動内容 ・参加状況	- 路上駐車問題や通過交通の速度抑制、通学時間帯の通行禁止等警察や市等に要望をあげる。 - 許可を得て公園にペットのマナー向上の啓発看板を設置 - 公園清掃（当番制で実施） - 防災学習を計画中	- 地域独自のイベント - 市民スポーツ祭 - 防犯（パトロール、暗がり診断、防犯灯設置） - 防災（災害図上訓練、公園で防災訓練） - 公園清掃（当番制で実施）
体制づくり	役員会に提案し、方針決定を求め、賛同を得たものを実行していく。	- 運営委員会（隔月開催）で情報共有（今後の予定など） - 町会長は1年交代
運営での工夫など	- 町会名簿を作成 - 市役所・警察に粘り強く協力を求め続ける。 - 交渉案件は最低2名で対応。 - 回覧での徹底した情報共有・情報公開。 - 回覧等の資料をファイリング（引き継ぎに役立つ）	- 町会の集会所の貸館収入が財源 - 校区と自治振興委員会のエリアが一致していないので、情報が行き渡るような工夫をしている。
町会の加入状況	120世帯のうち30世帯が未加入 - マンションは入れ替わりが早いので加入されない。 - 退会希望の声もある。	- 戸建は99%が加入 - 規模の大きなマンションで加入事例あり。 - 賃貸マンションの加入・未加入はオーナーの影響もある。
加入促進活動（現状）	- 未加入世帯に呼びかけている。（町会があるのを知らなかったとの声あり） - 役員で協力して勧誘ちらしを作成し、勧誘する予定 - 高齢者世帯は役員や掃除当番を免除	メリットなども伝え、町会加入を呼びかけている。
加入促進活動（アイデア）	加入促進ちらしの雛形の提供があると助かる。	- 防犯灯の電気料金を町会が負担していることを周知する。 - マンションの開発指導の段階でオーナー等に参加促進の協力を求める。

	E 町会	F 町会
地域概要	- 用和小学校区 - 約130世帯	- 南高安小学校区 - 約230世帯
活動内容 ・参加状況	- 防災（防災訓練、防災学習、消火器の買い替え） - 非常持出し袋の中身についての質問があり、情報提供 - 防犯（LED防犯灯を設置） - 応急処置の講座が好評（地域の看護師に講師を依頼） - AED講習を計画（消防署に協力依頼）	- 近隣の付き合いが薄れつつある。 - カーブミラーの設置に向けて地域と調整するなど、地域の意見をまとめるようにしている。
体制づくり	- 班長は輪番制、町会役員は自薦他薦 - 協力体制が課題	- 退職を機に町会長を引き受けた人もいる。 - 町会長の後任は大体見当をつけている。 - 会計（ベテラン）の後任確保が心配 「失敗したらいけない」と思うと町会活動は活性化しない。
運営での工夫など	町会長交代を機に消火器を交換することにより、町会への役割の再認識を図った。	- 指定ごみ袋は手渡ししている。 - 町会の集会所で葬儀をされると施設の利用料が入り、町会活動のための費用に充てている。 - 校区と自治振興委員会のエリアが一致していないので、情報が行き渡るように工夫している。
町会の加入状況	- 戸建が大半で加入率はほぼ100% - マンション（9戸）が未加入	- 戸建は加入 - マンションは加入と未加入のものがある。
加入促進活動（現状）	- 転入者を訪問し勧誘。 - 転入者自らが加入申込にくる例もある。 - マンション世帯の町会加入に向けて管理会社と協議中 - 賃貸マンションの契約時に不動産業者が町会加入を勧めたことが加入につながった例がある。 - 高齢者世帯の役員免除	- 町会長になったことを機に、5年前の建売戸建を勧誘したところ、加入された。 - 加入を勧めても年配者の方が、ガードが固い。若い世帯は説明すれば加入される。子どものこともあり、若い世帯には入って欲しい。
加入促進活動（アイデア）	LED防犯灯の設置、住民交流のイベントなど、町会の役割をわかりやすく伝えていく。	- 転入直後に町会長が声をかけるのが一番。 - 市役所・出張所の窓口（転入手続き）で町会加入を呼びかける「ひとこえ運動」をすべき。 - 加入促進ちらしがあるとよい - 規模の小さな班については、再編・統合が必要になるのではないかな。

	G町会
地域概要	・ 龍華小学校区 ・ 約300世帯
活動内容 ・ 参加状況	・ 夏祭り（子ども会が中心） ・ ふれあいまつり ・ 市民スポーツ祭 ・ シニアクラブ（公園で体操） ・ 防災（消火訓練、避難訓練） ※管理組合の主催 ・ マンション周辺の清掃（当番制で実施）
体制づくり	・ マンション入居直後に町会設立を呼びかける方がおられたこともあり、町会を設立。 ・ 前年度の班長（約30人）から役員（10人）を抽選で選ぶ。
運営での工夫など	・ 市政だよりは集合ポストで配布 ・ 町会費は管理組合から引き落とし。
町会の加入状況	・ 300世帯のうち約210世帯が加入 ・ 役員にあたったため退会される例もある。
加入促進活動（現状）	・ 転入世帯を勧誘すると大体加入される。 ・ 回覧板や指定ごみ袋などのメリットを伝える。
加入促進活動（アイデア）	・ マンションでは、町会の最初の立ち上げが大変である。ある程度強引にひっぱってくれる住民の存在も必要。 ・ 町会に入るとは地域の様々な活動の輪に入ること ・ 夏祭りは子ども向けのイベントであり、子どもが大きくなった世帯の加入メリットを考えていくことが必要。 ・ 町会と管理組合との連携を強化したい。 ・ マンションには集会所が必須である。

(3) 先進事例調査

a) インタビュー調査（横浜市都筑区総務部地域振興課）

①自治体の基礎データ（平成23年4月1日現在）

人 口：202,446人
世帯数：75,626世帯
面 積：27.88平方キロメートル
自治会・町内会加入率：63.2%
地区連自治会数：15
自治会・町内会数：118

（参考：八尾市）

人 口：271,593人
世帯数：119,272世帯
面 積：41.71平方キロメートル
自治会・町内会加入率：72.3%
地区自治振興委員会数：28
自治会・町内会数：754

②都筑区の特徴

- ・集合住宅が約40%・一戸建てが約60%と集合住宅の割合が比較的多い。
（八尾市ではマンション約27%・一戸建て約66%・その他約7% 市民アンケートより）
 - ・人口は年々増加（過去4年で毎年約4,500人増 流入率は市内一）
 - ・平均居住年数が4～5年と短い
（八尾市では居住年数30年以上が約36% 5年未満は約14% 市民アンケートより）
 - ・高齢化率が低い（15歳未満：約19% 15～64歳：約69% 65歳以上：約12%）
- 【参考】八尾市 （15歳未満：約15% 15～64歳：約62% 65歳以上：約23%）

※国勢調査より

都筑区は横浜市中心部に対するベッドタウンであり、都心へのアクセスの利便性から、マンションが急増している。ただし、賃貸マンションが分譲マンション・戸建住宅より多く、平均居住年数は4～5年と短い。若い世代が多く、古くから住んでいる住民が比較的小さい。

③町会加入の取り組み

<1>取り組みの基本姿勢

- ・自治会・町内会は地域活動の基盤であり地域の支えあいの中心であると位置づけ、平成21年4月より自治会・町内会加入促進に取り組み始めた。
- ・はじめは自治会・町内会の会長からも、「会長の仕事が増えるから余計なことはするな」との声があったが、加入促進は重要だと説得を行った。
- ・区の重点施策であり、区政運営方針にも「自治会・町内会加入促進事業」が挙げられている。
- ・横浜市全18区の中で、町会加入率が最も低い状況にある。そのため、加入率の数字にはとらわれず一人でも多くの人に加入してもらおうということを基本姿勢とした。

<2>具体的な取り組み

区民意識調査によると、自治会・町内会に加入しない理由の多くが「加入方法がよくわからないから」39.9%と「特に勧誘されていないから」23.9%（都筑区調べ）であった。

またそう回答した多くは、平成12年以降の居住者・借家への居住者・40歳代以下の世代であった。

そうしたことを踏まえて、以下の取り組みを行った。

[転入者に対する取り組み]

◇リーフレット作成・配布、入会届ハガキの活用

自治会・町内会区域図が印刷されたリーフレットを作成し、区内施設や区内8箇所の駅にリーフレットを設置した。

また、リーフレットの中に地域振興課あての「自治会・町内会」入会届ハガキを入れた。

返ってきたハガキをもとに会長に連絡をし、接触する機会を持ってもらう。

ハガキには個人情報に記載されているので、情報保護シールを貼ってもらうようにしている。

◇転入時や母子健康手帳交付時の勧誘

転入時や母子健康手帳交付時にも加入リーフレットを配布する。

3月下旬から4月上旬にかけて、区役所2階に転入者向け特設コーナーを設け、加入の勧誘をする。

◇各自治会・町内会と連携した取り組み

各自治会町内会と連携し、加入リーフレット・ちらしを地域の行事（まつり）などで配布。また、掲示板などにポスターを掲示。以前は担当係長1人でリーフレットなどを配っていたが、町会長の方々にも配布協力してもらえるようになった。

◇学校と協力し保護者向けにちらしを配付

「自治会・町内会に加入されていない皆様へ」というちらしを学校の協力を得て保護者向けに配布をした。（小学校1校につき児童数約700人、全校児童に配布。）

リーフレットには「自治会・町内会の主な活動」や「自治会・町内会の加入のメリット」などが書かれている。

また、ちらしにはQRコードが印刷されていて、読み込むとeメールが作成され住所・氏名・連絡先を入力して送信すると都筑区地域振興課に届き、その後自治会・町内会会長に連絡を行い、訪問してもらう。

◇宅地建築物取引協会や不動産業者への協力依頼

平成21年に横浜市全体で、町内会連合会と宅地建築物取引業協会と市で加入促進の協定を結んだ。

これをもとに、不動産業者の店頭にリーフレットを置いたり、店頭での加入受付、新規契約時の加入の働きかけをしたりという協力をお願いしている。また、自治会・町内会の情報（例えば会費の金額など）も提供している。

[マンションに対する取り組み]

◇管理組合、管理会社への接触

都筑区では新築マンションの増加が著しいので、新築の情報があればすぐに建設会社・管理会社や管理組合に接触をし、近隣自治会・町内会と行政とが連携を図りながら町会加入の促進に努めている。

管理組合と自治会は車の両輪と位置づけ（管理組合は住居の管理はしてくれるが、十分な防災対策まではしてくれない。普段からの近所のつながり、助け合いなしに防災はできないなど。）加入の勧誘をする。

◇既存自治会・町内会との調整

世帯数や地域の状況により、マンション世帯を既存の自治会・町内会に組み入れるのか、新たに作るのか、調整が必要である。

◇「社団法人 高層住宅管理業協会」と協力しセミナーを開催

「社団法人 高層住宅管理業協会」（分譲マンション管理会社を会員とする日本唯一の業界団体で約400社が加盟。）と協力し、「地域共生セミナー ～マンションと地域社会の在り方～」を開催し、自治会活動の内容と町会加入促進の取り組みについて紹介した。

[その他の取り組み]

◇自治会・町内会情報シートを作成し区民からの問い合わせに対応。

区民から「自治会・町内会に入りたいが町会長を教えてください」とか「この町内会の会費はいくらか」という問い合わせに速やかに対応できるよう、自治会・町内会情報シート（連合町会名・自治会町会名・会長名・会長連絡先・会費・集金方法・主な活動・役員選出方法・情報提供の可否）を作成している。作成には各自治会・町内会ごとに問い合わせをして情報提供してよいか確認している。

◇ホームページにおいて、住所から自治会・町内会を検索できる。

◇ホームページにおいて、自治会・町内会申込用紙のダウンロードができる。

◇ホームページにおいて、自治会・町内会申込Eメールを送ることができる。

◇区役所2階のテレビで自治会・町内会の活動PRをしている。

◇区の公用車、ごみ収集車、青色防犯パトロールカーにも自治会町会のPRマグネットを貼った。

◇区民まつりにて加入促進うちわを配布した。

④取り組みの効果など

加入率の推移

年 度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人 口	189,875	196,387	199,695	202,446
総世帯数	71,039	74,127	75,811	75,626
加入世帯数	45,729	46,694	47,066	47,796
加入率	64.4%	63.0%	62.1%	63.2%

- ・平成21年度より加入促進の取り組みを開始し、取り組み始めて3年目で加入率上昇。
- ・地道な取り組みが必要である。はじめは数字(加入率)にはとらわれない。
- ・転入者に対する働きかけが重要である。
- ・行政だけでは加入促進できない。自治会町内会との連携が必要。
- ・ありとあらゆる方法で自治会・町内会の必要性・メリットを宣伝し、加入促進をする。

b) インタビュー調査（相模原市企画市民局市民部市民協働推進課）

①自治体の基礎データ（平成23年4月1日現在）

人 口：717,701人
世帯数：304,041世帯
面 積：328.83平方キロメートル
自治会・町内会加入率：59.1%
地区自治会連合会数：22
自治会・町内会数：592

（参考：八尾市）
人 口：271,593人
世帯数：119,272世帯
面 積：41.71平方キロメートル
自治会・町内会加入率：72.3%
地区自治振興委員会数：28
自治会・町内会数：754

②相模原市の特色

- ・平成18年に3市町が合併（相模原市・津久井町・相模湖町）平成19年には相模原市と2町が合併（相模原市・城山町・藤野町）、平成22年政令指定都市に移行した。
- ・人口は微増傾向（過去3年で毎年平均約4,000人増）
- ・人口構成は15～64歳がやや多い。

（15歳未満：約13% 15～64歳：約67% 65歳以上：約20%）

【参考】八尾市（15歳未満：約15% 15～64歳：約62% 65歳以上：約23%）

※国勢調査より

- ・自治会連合会は旧相模原市域の18地区と旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町の4地区の22地区で構成されており、旧相模原市域は住宅街や企業が多く、他の地域は自然や観光スポットが多い。
- ・大学があり学生が多いため、単身者も多い。

③町会加入の取り組み

<1>福利厚生制度について

- ・市自治会連合会が、ホテル、遊園地等と直接割引契約。
- ・140万円でパンフレットを作成、配布している。（原資は自治会連合会70万円＋市補助70万円）それ以外に業者に支払っているものはない。
- ・施設情報として、会員に全戸配布し、情報提供をしている。
- ・さがみ湖リゾートプレジャーフォレスト（相模原市内）というところは、会員向けに年3回特別割引をやっており、合わせて自治会活動参加の呼びかけちらしやうちわを無料で作成してPRを行っている。
- ・相模原市内のボーリング場が非常に協力的で、会員に対しては市内5つのボーリング場で2ゲーム700円とし、そのうち東日本大震災への義援金として200円分を自治会連合会名で被災地に送るという活動を行っている。
- ・福利厚生制度については、未加入者から問い合わせはあるが、加入率に影響あるかは不明。

<2>加入促進キャンペーン

- ・毎年3月に加入促進キャンペーンを市と自治会連合会とで協力して行っている。
市内4箇所で計6回グッズちらしなどを配布。
FMさがみ局で「自治会に入りませんか」の放送を流している。
市の広報にも特集を組んでいる。

<3>その他取り組み

- ・マンションや新築住宅への取り組み
マンションの管理会社や開発業者、建築業者向けに専用のパンフレットを作り、「入居あっせんまたは販売の際は、自治会に積極的に加入されることを説明されるようお願いします。」というように、業者の協力を要請している。
- ・新任自治会長に対する研修会への取り組み
自治会長が交代した際、「何をやっていいかわからない」「これはどうするの」といった声が多く聞かれる。連合会では、自治会活動の手引きを渡すだけでなく、新任の自治会長に対して研修を行っている。一見加入促進とは関係ないように見えるが、自治会長の活動に何があって何が必要なのかを明示する事により、「会長はすごく大変そうだから自治会をやめる」といった声を少なくなるようにしている。自治会長の活動は大変ではあるが、過大に「大変である」という噂が飛び交っていることもあるので、そういった不安を払拭できるよう研修会を行っている。

④取り組みの効果など

加入率の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人 口	706,295	710,336	712,604	717,701
総世帯数	292,551	296,789	299,634	304,014
加入世帯数	180,282	180,204	180,211	179,737
加入率	61.6%	60.7%	60.2%	59.1%

取り組みの効果はまだ出ていないが、できることを一つ一つやっている。

c) 文献調査

他都市における取り組み事例は次の通りである。

[1] 転入者の加入促進

<1>住宅建設段階での加入促進

取り組み名称（自治体等）	取り組み概要
マンションにおける町会加入促進のための手引きを作成 （仙台市・仙台市連合町会会長会）	仙台市は、マンションにおける町会加入促進のため、「地域コミュニティ形成に向けた取り組みの手引き」を作成。マンション管理の基本やマンション建設の流れを説明した上で、建設前・建設中・完成後における働きかけ方を紹介。また、既存マンションへの働きかけ方を説明。
高松市中高層建築物の建築に関する指導要綱を改正し、建築主の責務として加入促進を位置づけ （高松市）	高松市は、中高層建築物の建築に関する指導要綱を改正し、共同住宅の建築主の責務として、当該共同住宅入居者の自治会への加入促進に努めるものとする内容を盛り込んだ。
集合住宅コミュニティ条例を制定し、「集合住宅のコミュニティ担当者」の届出制度を導入 （金沢市）	金沢市は、集合住宅におけるコミュニティ組織の形成を促進するための条例を制定。集合住宅の住民、町会その他の地域団体、事業者、市が協力しコミュニティを育む環境をつくる。新たに15戸以上の集合住宅を建築する際には「集合住宅のコミュニティ担当者」の届出をすることとなっている。

<2>住宅契約段階での加入促進

取り組み名称（自治体等）	取り組み概要
地域と宅地建物取引業協会が連携し単身者の加入を促進 （横浜市港北区宅建防犯協会）	港北区宅地建物取引業防犯協会は、港北防犯協会、港北警察署、港北区役所と連携し、賃貸独身者専用ワンルームが多い地区の連合町内会と協力して賃貸オーナーに町内会費を払ってもらう仕組みを導入。町内会費は防犯灯の拡充に充てる。
県宅地建物取引業協会と連携し加入促進 （横浜市旭区）	旭区は、県宅地建物取引業協会と連携し、会員の不動産業者が管理する物件の新規契約時や更新時に加入を促す仕組みを導入。
不動産協会、宅地建物取引業協会と連携し加入促進 （青梅市自治連合会）	青梅市自治連合会は、社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩西支部、社団法人東京都宅地建物取引業協会西多摩支部と協定を締結。自治会加入促進ちらしの加盟店舗での掲示と、来店者への配布を協力。
宅地建築物取引業協会と連携し加入促進 （岩見沢市町会連合会）	岩見沢市町会連合会は、岩見沢地方宅地建築業取引業協会と「町会・自治会加入促進に関する協定書」を締結。不動産仲介契約時などに「町会・自治会加入申込書」の配布を行い、町会連合会等でFAX等で申込みを受け付け、その情報を該当町会へ取り次ぐ体制づくりを行い、加入手続きを簡素化する。

<3>市役所での手続段階での加入促進

取り組み名称（自治体）	取り組み概要
区役所に自治会・町内会加入の「案内ブース」を設置 （横浜市都筑区）	都筑区では、転入世帯の急増時期（3月25日～4月1日）に、区役所に自治会・町内会加入の「案内ブース」を設置し、転入手続きに来られた方を対象に加入促進活動を実施。リーフレットや自治会・町内会入会届（ハガキ）を配布。
市役所に「自治会加入・結成案内コーナー」を設置 （高松市）	高松市は、転入などに伴い来庁者が増加する時期に合わせて「自治会加入・結成案内コーナー」を設置し、訪れた市民らに自治会活動の紹介やスムーズな加入を呼びかけた。
区役所に町会加入を受け付けるボックスを設置 （横浜市青葉区）	青葉区は、加入の手間を減らすため、区役所内に町会加入の申し込みを受け付けるボックスを設置。転入者に自治会町内会の案内書と加入申込書を手渡す。
町民参加条例に基づき、転入手続きの際に町会加入を確認 （長野県高森町）	高森町は、町民が、自治基盤である常会・区等への加入につとめることを基本理念とする町民参加条例を制定。指導要綱に基づき、転入手続き等の際に町会加入の確認書の提出を求めている。

<4>住宅入居後の段階での加入促進

取り組み名称（自治体等）	取り組み概要
加入促進パンフレットの作成 （相模原市中和田自治会）	中和田自治会（相模原市）は、低下する加入率に歯止めをかけるため自治会加入を促すパンフレットを作成。自治会役員だけでなく、未加入者や退会者を交えた会議を重ねた。
集合住宅入居者向け町会・自治会加入促進パンフレットを発行 （新宿区町会連合会）	新宿区町会連合会は、マンションなどの集合住宅入居者の町会・自治会加入率を上げるためにパンフレットを作成した。災害時の「一時集合場所」を、マンション住民が町会・自治会に聞いてから記入する欄を設けたり、入会申込書を設けるなどの工夫をした。
町内会・自治会加入促進マニュアルを作成 （室蘭市連合町会協議会・室蘭市）	室蘭市連合町会協議会と室蘭市は、町会加入を促進していくためにマニュアルを作成した。町会加入の呼びかけ方の手順を説明するとともに、想定される質問への回答例や加入促進に成功した取り組み事例を示している。
住所から自治会を検索できるホームページを設置 （横浜市都筑区）	都筑区は、区役所ホームページで、住所から自治会を検索できるページを設置している。
電子メールによる入会申し込みを受け付け （横浜市都筑区）	都筑区は、区役所ホームページで「自治会・町内会」入会届を配布し、電子メールで加入申し込みを受け付けている。区役所から当該自治会長・町内会長に提出し、自治会長・町内会長から加入申込者に連絡が入る仕組み。

[2] 未加入者の加入促進

<1>未加入者の加入促進

取り組み名称（自治体等）	取り組み概要
母子健康手帳の交付時にリーフレットを配布 （横浜市都筑区）	都筑区では、こども家庭支援課と連携し、母子健康手帳交付時（年間2,600件程度）にリーフレットを配布している。
外国語版の加入促進ちらしを作成 （広島市）	広島市では、外国人世帯における町会加入を促進するため、6ヶ国語（韓国・朝鮮語、中国語、英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語）の加入促進ちらしを作成している。
公務員の加入促進 （釧路市・昭和自治会）	昭和自治会では、市連町や行政が一丸となって加入呼びかけに取り組んだことで、道職員などの公務員の入会により、加入率が上昇した。

[3] 町会未結成エリアにおける結成促進

<1>既存町会エリアの拡大と町会新設

取り組み名称（自治体）	取り組み概要
マンション管理組合の理事会を対象に出前講座を開催 （広島市）	広島市は、地域からの要請により、マンション管理組合の理事会の方々を対象に、町会等の意義や役割を市職員が説明する出前講座を開催している。

[4] 町会加入の継続促進

<1>継続加入のメリットの見える化

取り組み名称（自治体等）	取り組み概要
自治連合会会員に割引特典 （相模原市自治連合会）	相模原市自治連合会（約13万世帯）は、若い人を中心に「自治会離れ」が進んでいることから、宿泊施設、遊園地・レジャー施設、葬祭店を会員が利用すると料金が割引になる厚生制度を導入している。

<2>高齢世帯への対応

取り組み名称（自治体等）	取り組み概要
後期高齢者世帯の役員を免除 （厚木市森の里5丁目自治会）	厚木市の森の里5丁目自治会は、会則において、後期高齢者世帯または役員会の承認を得た会員を役員及び班長任務の一部もしくは全てを免除する規定を設けている。

[5] その他

<1>加入促進計画の策定、条例の制定等

取り組み名称（自治体）	取り組み概要
町会加入促進のための行動計画の作成 （旭川市市民委員会連絡協議会）	旭川市市民委員会連絡協議会は、町内会未加入者問題を検討テーマとして検討委員会を設置し、加入促進施策を検討するとともに、町会加入促進ちらしの見本などを作成した。

(4) 意見のまとめ

検討会議での検討、アンケート調査(町会長、市民)、町会長ヒアリング、先進事例調査の結果のまとめは次の通りである。

a) 町会運営について

◆活動内容・参加状況

[現状と課題]

- ・町会活動をはじめとして、市内各地域においては、住民交流をはじめ防災、防犯、交通安全など様々な活動が熱心に取り組まれている。しかし、イベントの中には認知度は高いものの参加率が低いものや、団体間での活動の重複も見られる。
- ・アンケート調査結果を分析すると、活動が活発な町会においては、「新しい催しがある」「住民同士の交流が活発である」「町会の世帯規模が大きいと満足の高割合が高い」「町会費の収入が多いと活動が充実」などの傾向がみられる。
- ・これらのことから、町会の規模がある程度あることが、資金と人材の確保につながり、住民ニーズを捉えた新たな活動の展開することができる。よって、町会活動が活発化していくという「良い循環」につながっている可能性がある。

[これからの町会の姿]

- ・住民ニーズが多様化するなかで、住民に必要とされる存在であり続けるためには、町会がその役割を認識し、具体的な活動を通じて住民にメリットを提供していくことが必要である。画一的な活動を形式的にしているだけでは住民の満足を得ることは難しいと考えられる。地域住民との対話を通じて、地域課題を共有し、関係機関との連携・協力により、地域環境の改善につなげていくような“創造的な活動”となっていくことが必要である。また、住民への情報提供・情報公開などの透明化が重要である。

◆体制づくり

- ・町会長一人ではできることに限りがあり、その負担も大きい。町会活動を活性化するためには、町会長の選び方を工夫するとともに、町会長を支えるチームの組成が有効と考えられる。また、町会長経験者や各種団体役員による支援も求められる。
- ・市民アンケートの結果をみても、住民は地域活動に対して協力意向を持っている。「関わりたくない」とするのは4%にとどまる。したがって、より多くの住民が地域活動を少しずつ分かち合うような運営の工夫をしていくことが有効と考えられる。地域活動においては、書類作成や会計のできる人の確保が課題となっているが、事務の経験がある人など地域にいる様々な人材とのつながりをつくり、活動を任せていくことが有効と考えられる。
- ・町会活動が活発な地域では、様々な運営の工夫が見られることから、それらのアイデア・ノウハウを広く共有し、町会の活性化につなげていくことが必要である。
- ・校区と自治振興委員会の区域との整合性の確保や、班の規模の確保(再編統合)についても、その課題を地域で共有しながら検討を進めていくことが必要である。

b) 町会の加入促進について

◆町会への加入状況

- ・町会への加入状況については、アンケート調査やヒアリング調査からも、戸建住宅の加入率は高いこと、マンションでも分譲は比較的加入率が高いが、賃貸マンションにおいては加入率が低いことが確認された。
- ・町会未加入の理由については、「活動に魅力を感じない」ということよりも、「町会を知らない」「加入するきっかけがない」が多くあげられており、町会加入促進活動を工夫することによって、加入率を伸ばす余地があるものと考えられる。
- ・また、町会を退会する事例も把握され、その理由として、「メリットを感じない」、「役員負担が重い」といったことがあげられており、町会からの退会を予防するためにも、町会活動や町会運営での工夫（例：役員免除などの配慮）が必要となっている。

◆加入促進活動

[基本的事項]

- ・転入者への加入促進にあたっては、町会長ヒアリングにおいては「転入直後の訪問」が効果的であるとのことであり、実際に成果に結びついている。しかし、市民アンケートにおいて「町会を知らない」、「加入するきっかけがない」という未加入理由が多いことを踏まえると、転入者への加入促進が十分に行われていない可能性がある。
- ・横浜市都筑区の事例にみられるように、町会加入率の向上に向けては、町会、行政、不動産業者などの関係機関が協力して取り組むことが有効と考えられる。

[転入者への加入促進]

- ・町会長による加入促進活動を活発化するため、町会加入のメリットをわかりやすく伝えることができる加入促進ちらしなどのツールや、町会加入促進活動の手引きのような参考資料を作成・配布することが有効と考えられる。
- ・町会長自身が十分に時間を確保できないことや、地域情報を把握するルートを十分もたない可能性があることも考慮すると、町会長による加入促進を中心としながら、転入者との接点のある市役所窓口や不動産業者の店頭などの様々な機会を捉えて加入促進を行うことが必要と考えられる。

[マンションや戸建分譲地への加入促進]

- ・マンション建設や戸建住宅の開発にあたっては、開発指導段階からオーナーや事業者等への働きかけが不可欠である。
- ・住宅開発の計画を把握した上で、既存町会への編入または新規町会の設立などの方針を定め、建設の早期段階から町会結成や町会加入を働きかけることが必要である。
- ・そのため、計画情報を早期に共有するための町会と行政との連携を密にするとともに、事業者への協力要請の手順をとりまとめた手引きや依頼文書の雛形などのツールの提供が有効と考えられる。
- ・八尾市は、住宅戸数が2戸以上の住宅開発の際に審査指導課で事前協議を行っている。また、10戸以上の場合、町会に関する事前協議を行っている。今後、現在10戸以上の開発を対象としている協力要請の適用範囲を拡大していくことが必要である。
- ・また、町会未結成・未加入のマンションや戸建分譲地についての情報を把握・整理し、それらに対する加入促進活動を進めていくことが必要である。

[町会運営についての意見のまとめ]

	検討会議	市民アンケート
活動内容	(活動での工夫) ・ 一人暮らし高齢者の見守り活動 ・ 楽しいイベントの実施 (活動の課題) ・ 多くの団体が活動し、活動が重複しているのではないかな。 (これからの町会活動) ・ 地域課題を議論し、解決に取り組む活動（行政の下請けでは面白くない。創造性が発揮できる活動に）	(認知度高く、参加率高い) ・ 市政日より、指定ごみ袋の配布 ・ 回覧板、掲示板 ・ 募金 (認知度高く、参加率低い) ・ 盆踊り、まつり ・ 集会所の管理 ・ レクリエーション (防犯灯) ・ 3割の市民が町会が維持管理していることを知らない (参加してよかったこと) ・ 知り合いが増える（42%） ・ 情報入手（41%） (町会活動の満足度) ・ 満足（16%） ・ まあまあ満足（49%）
体制づくり	(体制) ・ 町会内の他の役員に比べて町会長の負担が大きい。 (アイデア) ・ 校区まちづくり協議会に行政との窓口を一本化 ・ 「関わりたくない」人は4%しかいないことに着目すべき。	(参加・協力意向) ・ 参加中（19%） ・ 参加意向（23%） ・ 協力意向（35%） ・ 関わりたくない（4%） (地域活動を活発にする取り組み) ・ 情報提供 ・ 団体連携 ・ リーダー養成
運営での工夫	(工夫) ・ 住民との対話に努める。 (活性化アイデア) ・ 地区集会所の充実 ・ 町会の法人化（地方自治法における「地縁による団体」） ・ 集まる機会づくり（食事会など） ・ 個人情報の共有（適切な管理のもと）	(町会活動より良くする活動) ・ 誰もが参加しやすい活動 ・ 情報共有 ・ 役員負担の軽減

	町会長アンケート	町会長ヒアリング
活動内容	(活動内容) ・ 募金、献金 (71%) ・ スポーツ祭 (64%) ・ 資源ごみ回収 (61%) ・ 慶弔の世話 (60%) ・ 防火・防犯・防災 (59%) (活発な町会の特徴) ・ 新しい催しがある ・ 住民同士の交流が活発 ・ 世帯規模が大きいと満足 ・ 町会費の収入が多いと活動が充実 →良い循環がうまれている (町会活動の満足度) ・ 満足 (6%) ・ まあまあ満足 (63%)	・ 住民交流のイベント、防災、防犯、交通安全、地域の美化などに熱心に取り組んでいる。 ・ 市民スポーツ祭の参加者の募集で苦勞している地域もある。
体制づくり	(町会長選出方法) ・ 自薦・他薦 (38%) ・ 持ち回り (30%) ・ 抽選・くじ引き (15%) (地域活動を活発にする取り組み) ・ リーダー育成 ・ 財源 ・ 市職員によるサポート	・ 役員会が機能すると色々と動ける。チャレンジもできる。 ・ 町会長個人では動きに限界がある ・ 書類作成や会計ができる人の確保で苦勞 ・ マンションでは町会設立が大変
運営での工夫	(苦勞している取り組み) ・ 後任・役員確保 (51%) ・ イベント参加者確保 (33%) ・ イベント準備 (33%) ・ 苦情・要望対応 (21%) (住民参加での課題) ・ 参加者の固定化 (53%) ・ 参加者が少ない (48%)	・ 指定ごみ袋等を手渡し（コミュニケーション） ・ 行政・警察と連携 ・ 交渉案件は2名対応 ・ 名簿で住民を把握 ・ 回覧で情報を周知 ・ 集会所の利用料が貴重な財源 ・ 校区と自治振興委員会のエリアの整合、班の規模の確保が検討課題

[町会加入促進についての意見のまとめ]

	検討会議	市民アンケート
加入状況	(認知状況) - 町会の位置づけ、役割が知られていない (加入状況) - 戸建住宅は加入率が高い - マンションの加入率は低い - 単身世帯が増えれば低下	(加入状況) - 認知度: 86% - 加入率: 83% (加入率が低い層) - 若い層(20代、30代、40代) - 集合住宅(分譲・賃貸)
加入促進活動 (現状)	(加入促進状況) - 転入者を訪問 - マンションは誘いにくい (入れ替わり多い、表札なし) - マンションは団体加入という方法もある (未加入理由) - 町会に加入しなくても日常生活で不便なことがない - 町会への加入メリットが不明 - 防犯灯の維持管理を町会が担っているということを知らない住民がいる (退会予防) - 高齢者世帯の役員免除	(勧誘状況) 「勧誘」があった加入者は20%にとどまる (未加入者) - 町会を知らない (38%) - きっかけがない (28%) - 必要性を感じない (22%) - 加入方法を知らない (19%)
加入促進活動 (アイデア)	(加入促進) - マンションにちらしを配布。 - 条例で加入を義務付け。 「知らない」「きっかけがない」人にアプローチ。 - 指定ごみ袋のマンションへの配布の見直し。 - 町会に加入してよかったことのアピール(情報入手、安心) - マンションに町会設立(管理組合とは別に)を働きかける。 - 町会加入が、様々な地域活動への参加につながる。 - 町会長以外のルートでの加入促進の仕組みづくり(市役所窓口、不動産業者)	(退会理由) - 役員が担えない (20~30%) (高齢者世帯への配慮) - 高齢者世帯への配慮が必要 (74%) (必要な行政の取り組み) - 転入時の加入促進 (47%) - 町会連絡先の紹介 (39%) - 物件案内での促進 (14%)

	町会長アンケート	町会長ヒアリング
加入状況	(加入状況) - 戸建、集合住宅（分譲）は加入率が高い。 - 集合住宅（賃貸）は加入率が低い。	- 戸建世帯は加入率が高い。 - 大規模マンションでも加入例はある。 - マンションのオーナーの意向も影響する。 - 退会の事例あり。
加入促進活動（現状）	(加入促進の取り組み状況) - 班長による勧誘（41%） - 町会長による勧誘（35%） - ちらし配布（14%） - 特にせず（35%） （集合住宅等への加入促進） - 加入促進した（74%）	- 転入世帯を訪問。 - マンションの加入に向けて交渉している例もある。 - 戸建住宅、マンションの建設計画を受けて加入促進を予定している。 - 高齢者世帯の役員を免除している例がある。 - 若いファミリー世帯に入って欲しいと考えている。
加入促進活動（アイデア）	(退会理由) - 役員負担が重い（66%） (退会予防の軽減策) - 設けている（8%） - 今後設けたい（8%） - 設けていない（66%） (必要な行政の取り組み) - 転入時の促進（56%） - 不動産業者に要請（33%） - 説明ちらしの提供（32%）	- 転入者を訪問する。 - 市役所・出張所での手続き時に加入促進の「ひとこえ運動」。 - 加入促進ちらし （町会に入るとは地域活動の輪に入ること、防犯灯など町会の役割を伝える） - マンションの建築確認段階でオーナーに加入促進を協力依頼。 - マンションでの町会設立の支援 - 子どもが大きくなった世帯のメリットを考えることが必要。

	先進事例調査
加入状況	【横浜市都筑区】 - 加入率 63.2% 【相模原市】 - 加入率 59.1%
加入促進活動 (現状)	【横浜市都筑区】 (転入者) - リーフレット作成・配布 - 入会届ハガキ - ちらし配布（学校経由） - 宅地建物取引業者・不動産業者への協力依頼 (マンション) - 管理組合、管理会社に接触 - 既存町会との調整 - 管理会社向けセミナー (その他) - 自治会町内会情報シート (問い合わせ対応用) - ホームページ (町内会検索、申し込み等) 【相模原市】 - 福利厚生制度（施設割引等） (自治連合会と市：各70万円) - 加入促進キャンペーン（3月） - パンフレット (マンション管理会社等向け) - 新任自治会長研修

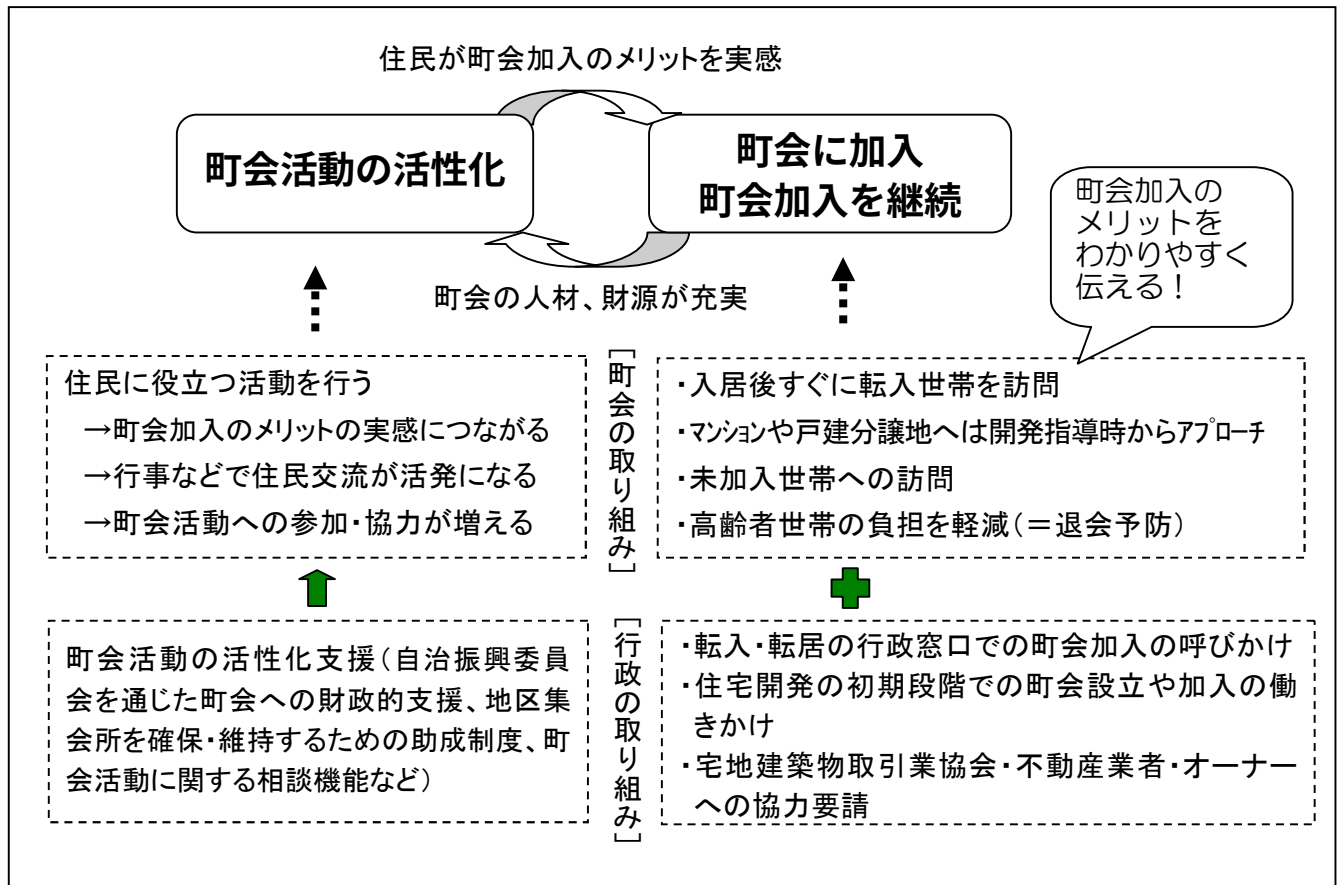
4. 町会加入促進の方向性

(1) 基本的な考え方

検討会議において、町会加入世帯数の減少に歯止めをかけ、加入促進についての基本的な考え方を次のとおり整理した。

- 町会未加入者のなかには「町会を知らない」「加入するきっかけがなかった」という意見があることから、転入（転居）してから間もない時期に、加入の働きかけを行うことがポイントである。
- 未加入世帯への働きかけをしていくためにも、町会加入のメリットを明確にすることが重要である。また、それを具体化して、住民に「町会があってよかった」と実感が得られるようにしていくことが重要である。
- 町会活動が活発な地域では、「新しい催しがある」「住民同士の交流が活発である」「町会の世帯規模が大きいほど活動に満足する傾向」などの特徴がみられる。
- 町会活動を活性化することが、町会の加入率向上につながり、そのことが、町会活動をさらに活性化するという“好循環”が生まれているものと思われる。そのため、「町会活動の活性化」と「町会への加入促進」の2本柱で取り組みを進めることを基本的な考え方とする。
- また、町会活動の活性化と町会への加入促進について、町会と行政をはじめ、関係機関が連携・協力して進めていくことを取り組みの姿勢とする。また、できるところからアイデアを実行に移し、結果を踏まえて取り組みを継続的に改善していく。

図表 51 町会加入促進の基本的考え方



(2) 町会加入のメリット

町会には様々な役割・機能があるが、活動や運営を工夫することにより、次のようなメリットを生み出していくことが必要と考えられる。

①様々な行事・活動に参加することで、近隣での知り合いが増える。

町会活動をはじめとする地域活動では、市民スポーツ祭や盆踊り、ふれあい祭りなど、年間を通じて様々な行事を実施し、住民交流を深める機会となっている。町会に加入してよかったこととして、アンケート調査においても「知り合いが増えること」が多くあげられている。

②防犯灯により、夜道を歩くのが安心である。

ひったくりなどの街頭犯罪は減少傾向にあるものの、防犯に対する住民の関心・要望は高い。そのような状況において、町会が設置している防犯灯は大きな役割を果たしているが、その費用が町会費によって賄われていることを知っているのは、市民アンケートによると7割にとどまっている。町会の行事・イベントへの参加状況は世帯により異なると思われるが、夜道は誰もが通る場所である。そこを明るくする防犯灯の費用を地域住民で分かち合っている実態を伝えていくことが必要である。

③いざという時にも、近隣での助け合いにより安心である。

阪神・淡路大震災や東日本大震災では近隣での助け合いが非常事態において重要な役割を果たしたことについては誰もが感じていることである。町会活動においても、防犯・防災活動や一人暮らし高齢者の見守り活動を具体的に実施し、住民の安心と町会活動への信頼を高めていくことが必要である。

④回覧板を通じて、地域や行政の様々な情報が自動的に入る。

回覧板は地域独自の情報共有の手段である。町会活動が活発な町会では、回覧板を有効に活用し、情報の周知・共有の役割を担っている。町会からこまめに情報が発信されることで、町会活動への信頼が増す。インターネットも便利な手段ではあるが、情報を収集する意識をもって情報を取りにいかないという弱点もある。回覧板を有効に活用するとともに、それをインターネット上で共有するなど、様々な情報発信の方法を組み合わせることでいくことが有効である。

⑤町会加入者へは、市政だよりや指定ごみ袋が“各家庭まで”定期的に町会を通じて配布される。

市政だよりや指定ごみ袋が町会を通じて配布されることも町会加入のメリットのひとつである。しかし、それだけではメリットは不十分であり、上記の4つとともに説明を行うことが有効と考えられる。

(3) 町会への加入促進の取り組み

町会加入促進の取り組みについて、「転入者（転居者）に対する加入促進」「マンション（分譲・賃貸）や戸建分譲地開発にあたっての加入促進」「未加入者への加入促進」「退会予防の取り組み」の4つのケースについて、各町会における望まれる加入促進活動のあり方を検討した。

a) 転入者（転居者）に対する加入促進

【基本方針】

- ◎転入者（転居者）があれば、町会長等が入居後すぐに訪問する。（できれば2名以上で行う）
- ◎説明資料にもとづき、実態に沿って率直に説明する。

【説明のポイント】

- ☐ 八尾市では、市内全ての地域で町会を結成していること
- ☐ 戸建、マンション、分譲、賃貸を問わず、どの世帯でも加入できること
- ☐ 町会加入には様々なメリットがあること(p51参照)
- ☐ 町会費の月額と主な使途、町会費の支払い方法、転出時の町会費の返還などのルール
 - ※転出の可能性のある住民もいるため、町会費の支払方法については、柔軟な対応（例：月払い、転出時の月割での町会費の返還など）が望まれる。
- ☐ 班長の決め方や役割
- ☐ 近く開催予定の行事・イベントの紹介。あわせて、参加を呼びかける。

【訪問時の持参物】

- ☐ 町会加入促進ちらし
- ☐ 町会加入の申し込みのための書類
- ☐ 町会規約
- ☐ 前年度の町会の事業報告、決算報告の写し(可能であれば)

【町会加入後のフォロー】

- ☐ 町会もしくは地域で行われる行事・イベントがあれば、参加を呼びかける。
- ☐ 行事・イベントで出会えば、声をかけ、困っていること、わからないことなどの相談にのる。

b) マンション（分譲・賃貸）や戸建分譲地開発にあたっての加入促進

【基本方針】

- ◎マンションや戸建分譲地の計画段階から事業者アプローチし、町会加入促進の協力を求める。
- ◎事前準備をした上で、町会長等がオーナーや販売事業者などを訪問する。（できれば2名以上で行う）
- ◎説明資料にもとづき、実態に沿って率直に説明する。

【事前準備のポイント】

- 事業者を訪問する前に、マンション、戸建分譲地の建設計画の概要を把握する。

（把握すべき情報）

- ・建設場所
- ・開発規模（世帯数）、住居特性（ファミリー／単身など）、所有形態（分譲／賃貸）
- ・入居予定時期
- ・賃貸住宅のオーナー、不動産業者などの名称、連絡先、現地事務所

- 町会加入促進の働きかけにあたっての協議方針を整理する。

（整理すべき事項）

- ・町会加入促進への協力要請
（例）単独での町会設立または近隣町会での新しい班の設立など
- ・町会活動への協力依頼
（例）町会費の口座振替、集会施設の地元開放、掲示板の活用、管理会社への協力依頼事項

【説明のポイント】

- 上記の協議方針の内容
- 転入者（転居者）の加入促進のケースと同様の内容

【訪問時の持参物】

- マンション建設、分譲地開発にあたっての要望事項（→協定書を締結できると望ましい）
- 契約書（賃貸契約書、売買契約書）にかかわる町会加入に関する内容の文案
- 購入者・賃借人に対する町会加入もしくは町会設立の呼びかけ文書、加入促進ちらし
- 町会規約、前年度の町会の事業報告、決算報告の写し（可能であれば）

【入居後のフォロー】

- 分譲マンションの場合、管理組合設立後に町会加入に関する住民への説明機会の確保を要請する。
- 交流を深める趣旨から、町会もしくは地域で行われる行事・イベントへの参加を呼びかける。
- 行事・イベントで出会えば、声をかけ、困っていること、わからないことなどの相談にのる。

【マンションや戸建分譲地の開発に際しての町会加入の取り組み事例】

◆A 小学校区内に建設された大規模分譲マンションの管理組合に対し、町会設立を働きかけた結果、実現に至った事例

平成19年9月、マンション管理組合の理事長宅を市職員が訪問し、町会の設立を働きかけたところ、理事長は、マンションへ転居する以前は町会に加入しており、町会設立の必要性を感じていたため、できるだけ早く町会を発足させたいとの思いを抱かれていた。

地域の自治振興委員会及び市の数回にわたる働きかけもあり、同年10月には入居者説明会が開催され、市職員が町会の役割・意義・必要性などについて説明した。

その後、町会役員の選出などマンション内で町会の設立に向けた動きが進み、平成20年6月、町会設立総会が開催され、町会が正式に発足した。

◆B 小学校区に建設された大規模分譲マンションの管理組合に対し、町会設立を働きかけた結果、現在のところ町会の設立には至っていないものの、マンション内で町会設立に向けた動きが出てきている事例

平成20年8月に地区自治振興委員長と市職員がマンションの管理人をそれぞれ相前後して訪問し、町会設立を働きかけたところ、管理組合を中心として一定の検討が進み、地域の自治振興委員会の会議にもオブザーバーとして出席するなどしていた。

その後、しばらくは動きがなかったが、平成23年12月にマンションの管理組合側からの要請があり、地域の自治振興委員会の代表者と市側が管理組合の理事長らに町会の必要性などについて説明したところ、理事長としては町会設立に前向きに取り組んでいきたいとの意向が示されるまでに至っている。

◆分譲住宅の開発において開発業者との事前協議を町会設立に結びつけた事例

一定規模以上の住宅地の開発などが行われる場合、開発業者は八尾市の関係課から意見や要望事項を聞く「事前協議」を行うことになっており、市民ふれあい課では、町会の設立または隣接町会への加入などを呼びかけている。

平成22年、大規模分譲住宅地の開発があり、開発業者との事前協議において町会加入の依頼を行った。当時、開発業者にはすでに地域の自治振興委員会からも同様の依頼があり、入居者に対して町会設立に向けて働きかけを行っているとのことであった。

その後、平成23年9月に町会設立総会が開催され、町会が正式に発足した。

c) 未加入者への加入促進

【基本方針】

- ◎町会が結成されていないマンションや住宅地を把握し、特に加入促進の働きかけを行う対象を検討する。
- ◎未加入世帯を把握し、特に加入への働きかけを行う世帯を検討する。
(例)一人暮らし高齢者など、地域活動の輪に入ってほしい世帯などには積極的に勧誘する。
- ◎加入しやすい条件整備を検討する。
- ◎できれば町会長等2名以上で訪問し、町会加入を呼びかける。

【加入しやすい条件整備のための検討事項（例）】

- ☐一人暮らし高齢者に対して町会加入を呼びかける場合の負担軽減策を検討する。
(例)一人暮らし高齢者世帯における役員免除
- ☐マンション全体で町会のない場合は、町会加入を希望する世帯があれば、隣接の町会に入ることができるよう検討する。
- ☐町会費の支払方法については、柔軟な対応を検討する。
(例:月払い、転出時の月割での町会費の返還など)

d) 退会予防の取り組み

【基本方針】

- ◎町会の各世帯の高齢化の状況を把握・再整理する。
- ◎加入を継続しやすい条件整備を検討する。
- ◎負担軽減策を定めた場合、住民(町会加入世帯)に周知し、理解と了解を得る。

【加入継続しやすい条件整備のための検討事項（例）】

- ☐一人暮らし高齢者などにおいて、役員負担への懸念から町会を退会される事例がみられるようになってきていることから、町会で高齢者世帯の負担軽減策を検討する。
(可能であれば、町会規約で明文化する。)

(4) 町会活動活性化のための方策

町会長に対する調査(アンケート調査、ヒアリング調査)の結果では、町会活動が活発な地域では、「新しい催しがある」「住民同士の交流が活発である」「町会の世帯規模が大きいほど活動に満足する傾向」などの特徴がみられる。

調査結果をもとに、検討会議での意見交換を通じて共有された町会活動を活性化していくための取り組み・工夫は次の通りである。

【町会活動活性化の取り組み】

□町会の皆さんとのあいさつ、声かけ

※市政だよりや指定ごみ袋の配布、回覧板などを手渡しするようにする。

□地域や町会活動に関わる様々な情報をこまめに提供(回覧などを活用)

※若い人に呼びかけるのであれば、インターネットやツイッターなどの活用も考えられる。

※行事・イベントの結果報告をこまめに行うとともに、会計報告などを適切に行う。

□住民の皆さんや役員の意見を聞いて、何か「新しい取り組み・催し」を開催する。

※町会の役割や加入メリットが実感されやすい。住民交流にもつながる。

※校区まちづくり協議会などと連携し、1つの町会ではなく、校区内の町会が一緒にでき、住民の交流につながるような行事を開催するという方法もある。

□転入者や一人暮らし高齢者などに、行事・イベントへの参加を直接呼びかける(声かけする、お誘いする)。行事・イベントに参加されていたら声を掛ける。

※必要に応じて、地域の民生委員等に協力を求める。

□町会活動に意欲とアイデアのある人にお任せする。(ただし、監査をきっちりと行う。)

※役員の選び方を工夫する。町会長の経験年数が短い場合は、町会長経験者や各種団体の役員等が支援する。

□町会単位での自主防災組織は災害への備えとして重要であり、町会活動の活性化にもつながるため、自主防災組織を結成する。

□集会所などの活動拠点を確保する。

□町会又は班の規模が小さい場合には、統合などを検討することも考えられる。

5. 今後の町会加入促進及び町会活動の活性化について

町会加入世帯の減少は、地域でのつながりが弱まることにより、福祉、防災、防犯などのさまざまな活動の低下につながる可能性が高くなり、一人ひとりの市民の安全・安心を脅かすことにつながる。町会の機能が低下するということは、地域コミュニティの危機そのものである。市のさまざまな取り組みは、地域との協働によるものが多く（例：防災、防犯等）、町会機能の低下は、市の施策展開ができなくなることになる。

現在、八尾市の各地域では、地区自治振興委員会を中心として、各町会では、町会長等のご尽力、熱意により、町会活動が行われている。しかし、町会加入率は年々下がり、町会だけでこの問題を解決していくことは極めて困難である。町会側の努力はもちろん必要であるが、行政、町会、市民、さらには事業者等が連携して、町会加入率の低下という問題を解決すべきである。

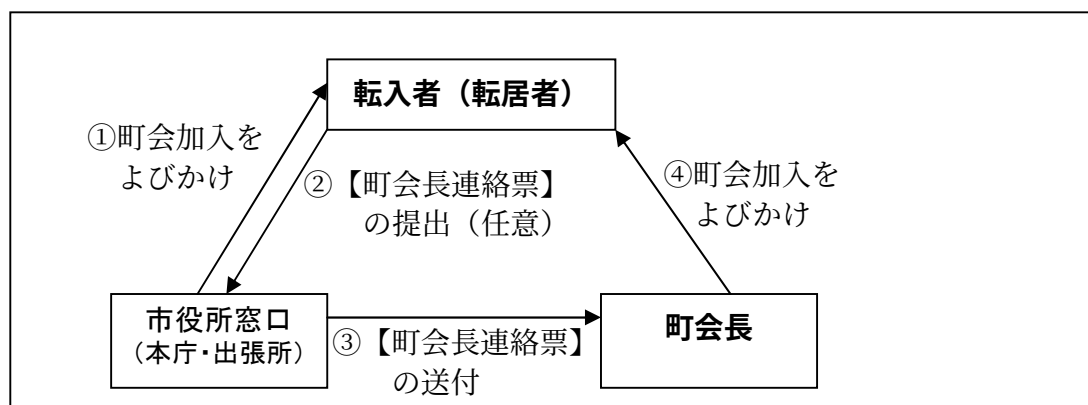
以上のようなことから、八尾市は、町会と協働しながら以下の取り組みを行う。

（１）速やかに実施に移す取り組み

下記①～④については、実施に向けて速やかに準備を進め、実施に移していく。

① 転入者（転居者）への加入促進

- ・町会加入促進については、あらゆる機会を捉えて町会加入の呼びかけをすることが必要である。その中でも、転入（転居）した時点で加入を呼びかけることが有効であると考えられる。
- ・転入者が市役所（本庁および出張所）で転入・転居の手続をする際に、町会の加入状況を把握し、未加入世帯に対して町会加入促進を行う。
- ・年度末は転入・転出が多いことから、八尾市自治振興委員会と八尾市との協働により、特に力をいれて町会加入促進の活動を効果的に行う。



②町会加入促進に向けての不動産業者との連携・協力

- ・転入（転居）する人の多くは、不動産業者を通じて、住宅を購入・賃借することから、不動産業者と連携し、町会加入促進にご協力をいただけるよう協議を進める。

【不動産業者に期待する役割(例)】

- ☐ 店舗内への町会加入促進についてのポスターの掲示
- ☐ 八尾市内の住宅の購入または賃借を決定した顧客に対する町会加入促進ちらしの配布
- ☐ 契約書(賃貸契約書、売買契約書)における町会加入や町会活動への協力の項目の追加

③マンションや戸建分譲地における新たな町会設立または町会加入の促進

- ・八尾市では、一定規模以上の住宅開発などの場合（※）、八尾市開発指導要綱に基づき、開発事業者は八尾市と事前協議を行うことになっている。
- ・八尾市開発指導要綱に基づく事前協議において、マンションの新築（分譲、賃貸）や、まとまった数の戸建住宅の建設が行われる場合、現在10戸以上の開発を対象としている協力要請の適用範囲を拡大し、開発事業者に対して、新たな町会の設立もしくは町会加入促進への協力を要請する。
- ・新築マンションに対して、地元の要望として、新たな町会の設立を求める場合、地域と連携して、入居者による町会設立のための取り組みを支援する。
- ・町会未結成・未加入のマンションや戸建分譲地に対する加入促進活動を支援する。

【※開発事業等の適用区分】

- 1 開発区域面積又は敷地面積が300平方メートル以上の開発事業
- 2 住宅戸数が2戸以上の建設事業
- 3 宅地造成等規制法に基づく許可又は協議を必要とする宅地造成事業
- 4 建築確認等を要する建築行為等

④町会活性化及び町会加入促進に関わる町会長等の支援

- ・八尾市自治振興委員会と八尾市が協働して、自治振興委員・町会長に対して、情報提供や相談、加入促進にあたっての連携、町会活動の活性化や加入促進活動についての参考資料の作成・提供などを行う。
- ・町会長等に対する支援については、市民ふれあい課や出張所が担うが、その中でも地域と関係各課との調整については、コミュニティ推進スタッフが連携の中心となって活動を行う。
- ・八尾市自治振興委員会と八尾市が協働して町会長などの地域活動の担い手を対象にした研修をすることにより、町会長の負担の軽減を図る。

【活動内容】

- (例)・町会活動の活性化や加入促進活動についての情報提供や相談
- ・マンションや戸建分譲地の開発にあたっての加入促進活動での連携
 - ・町会活動の活性化や加入促進活動についての作成、提供
- ※町会長に提供する加入促進ちらし(案)やパンフレット(案)を参考資料として添付
- ・外国語版パンフレットの作成、提供

(2) 引き続き検討を行う取り組み

下記①～③については、八尾市自治振興委員会と八尾市の協働により、引き続き検討を行う。

①町会への加入メリットの充実について

- ・町会への加入メリットの更なる充実を図るため、次の事項について引き続き検討を行う。

(今後の検討事項)

- ・市政だよりなどの行政刊行物や指定ごみ袋の配布方法のあり方
- ・先進事例(相模原市)に見られる「施設利用者の割引制度」などの町会加入者に対する特典の検討

②マンションや戸建分譲地の開発に際しての加入促進ツールの整備

- ・マンションや戸建分譲地の開発に際し、開発業者等への協力要請をより円滑に行うため、次の事項について引き続き検討を行う。

(今後の検討事項)

- ・開発業者等に対しての、協力要請を支援するためのツールの整備

【ツール例】

- ・開発業者等に対する町会加入促進の協力要請文書
- ・賃貸契約書、売買契約書等における町会加入や町会活動等への協力についての項目の一覧
- ・開発業者と協定を結ぶ際の協定書の雛形

③町会の活動基盤の強化等について

- ・町会活動の活性化に向けて、次の事項について引き続き検討を行う。

(今後の検討事項)

- ・町会活動についての情報提供方法の充実(ホームページ、SNS、市政だより等)
- ・地域活動を担う人材の育成(若い世代への働きかけ等)
- ・町会活動における活動拠点の確保の仕方(新規整備の支援、既存施設の活用等)
- ・町会の法人化(認可地縁団体等)の促進のあり方(支援内容の検討、支援体制の確保等)

（３） 町会加入促進の推進体制

八尾市は、各地域でさまざまな活動があり、その活動には地域の誇り、こだわりがある。八尾市第５次総合計画で位置づけている「地域分権」は、地域の自発性と多様性を尊重しながら進めていくものとしている。地域にはそれぞれの歩みがあり、町会はその一部である。

八尾市では、平成20年度から、地域住民との対話を重ねながら地域のまちづくりを支援することを職務とする市職員（コミュニティ推進スタッフ）を出張所等に配置している。さらには、平成23年度からは、地域担当制を実施しており、職員が地域に出向き、地域住民とともに、地域のまちづくりを進めていこうという体制である。

町会加入促進に対する取り組みは、町会自身の努力が最重要であるが、加入の呼びかけ、活動の活性化策については、行政側の努力も必要であり、町会と行政の総力でこの問題に対応していかなければならない。そのため、町会加入促進への対応については、市のコミュニティ推進スタッフ制度や地域担当制を活用した取り組みを、今後、早期に具体化していく。

市の施策の多くは、地域とともに推進している。町会加入促進は、八尾市全体の課題として位置づけ、具体的な方策を進める上では、市民ふれあい課や出張所だけではなく、市の各部署が自らの施策を推進していくうえでの重要な問題として認識し、連携して、町会加入促進につながる取り組みを進めていく。

また、町会加入促進や町会活性化に向けての取り組みについて、取り組みの成果や課題の検証を行うとともに、具体的な成功事例の共有などにより、取り組みを継続的に改善していく。具体的な検証方法については、八尾市自治振興委員会と八尾市とで協議して定める。

資料編

[パンフレット（案）]

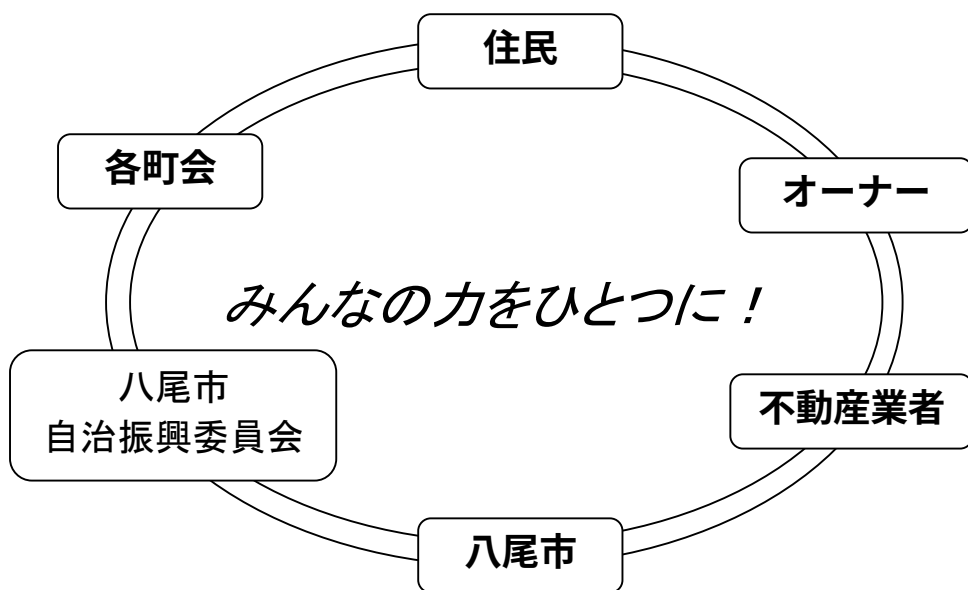
◎町会活動の活性化と町会への加入促進について

[八尾市町会加入促進検討会議 関連資料]

- (1) 八尾市町会加入促進検討会議委員設置要綱
- (2) 八尾市町会加入促進検討会議運営要綱
- (3) 八尾市町会加入促進検討会議委員名簿
- (4) 八尾市町会加入促進検討会議開催経過

町会活動の活性化と 町会への加入促進について

（案）



平成24年●月

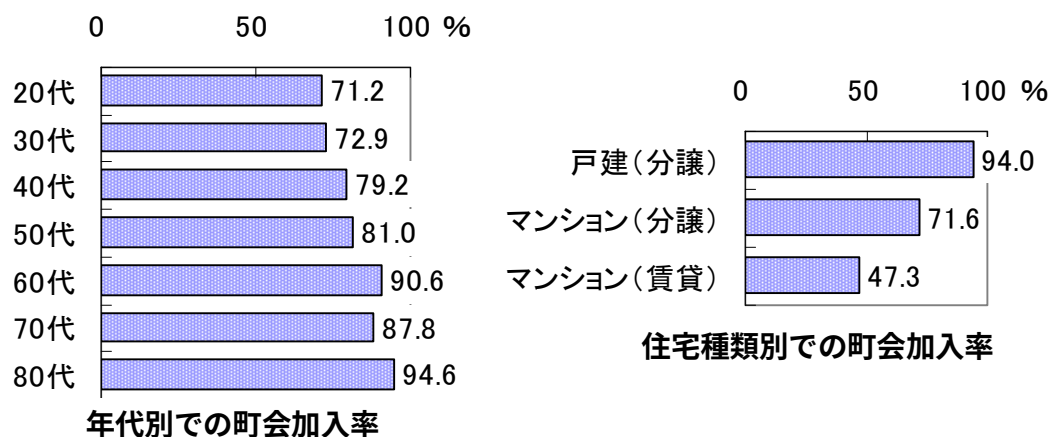
八尾市自治振興委員会・八尾市

1. 町会活動の活性化と町会への加入促進に取り組みます。

- 安心した暮らしを送るためには、向こう三軒両隣りのお付き合い、さらには町会・自治会（以下、町会という）が大きな役割を果たしています。東日本大震災を踏まえ、「地域の絆」の重要性については、誰もが再認識をされたところだと思います。
- 八尾市の町会加入率（平成23年5月1日現在）は72.3%と、周辺市に比べると高い水準にありますが、低下傾向が続いています。その背景には、都市化の進展（マンション建設など）や価値観・ライフスタイルの多様化、近隣関係・お付き合いの希薄化などがあると思われます。
- このような状況のもと、八尾市自治振興委員会、市民委員、学識経験者、関係課職員による「八尾市町会加入促進検討会議」を設置し、町会活動の活性化及び町会加入促進のあり方について検討しました。町会長アンケートでは、貴重なご意見をいただきありがとうございました。
- 調査結果の分析や意見交換を通じて、「町会活動を魅力あるものとしていくこと」や「町会加入促進のためには、転入者（転居者）・未加入者への声かけ」が重要であることを共有し、八尾市自治振興委員会と八尾市をはじめ、関係者が一致協力して、改めて町会活動の活性化と町会加入促進に取り組んでいくことを再確認しました。
- 本パンフレットは、八尾市自治振興委員会と八尾市との協働により、町会活動の活性化や加入促進活動のヒントをまとめたものです。ご活用いただければ幸いです。

[参考データ] 町会への加入状況と、未加入の理由 [市民アンケートより]

○若い世代（20代、30代、40代）やマンション（分譲・賃貸）の町会加入率が低い。



○未加入の理由は、「町会を知らない」「加入方法を知らない」「加入するきっかけがない」

20代

- 1位: 町会を知らない(63%)
- 2位: 加入方法を知らない(50%)
- 3位: 加入するきっかけがない(44%)
必要性を感じない(44%)

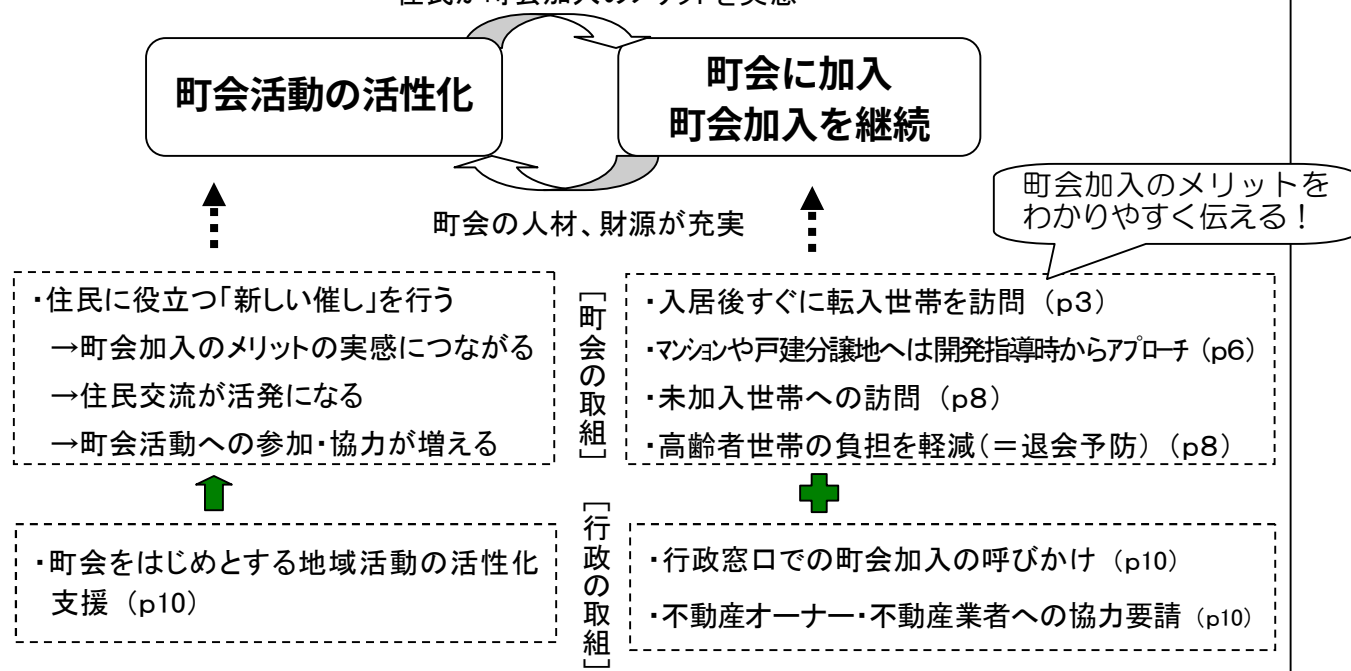
30代

- 1位: 町会を知らない(31%)
- 2位: 就業で役を担えない(28%)
- 3位: 加入するきっかけがない(21%)
必要性を感じない(21%)

2. 町会活動の活性化と町会への加入促進の基本的考え方

- 町会活動が活発な地域では、「新しい催しがある」「住民同士の交流が活発である」「町会の世帯規模が大きいほど活動に満足する傾向がある」などの特徴がみられます。
- 町会活動を活性化することが、町会の加入率向上につながり、そのことが、町会活動をさらに活性化するという“好循環”が生まれているものと思われます。
- そこで、「町会活動の活性化」と「町会への加入促進」の2本柱で取り組みを進めます。

住民が町会加入のメリットを実感



【町会加入のメリット】

- ①様々な行事・活動に参加することで、近隣での知り合いが増えます。
(市民スポーツ祭や盆踊り、ふれあい祭りなど、年間を通じて様々な行事があります。)
- ②防犯灯により、夜道を歩くのが安心です。
(防犯灯の設置・維持費用や電気代の一部は町会費で賄っています。)
- ③いざという時にも、近隣での助け合いにより安心です。
(防災訓練や防犯パトロール、一人暮らし高齢者の見守り活動などに取り組んでいます。)
- ④回覧板を通じて、地域や行政の様々な情報が自動的に入ってきます。
(インターネットでいちいち調べるのは手間ですね。)
- ⑤町会加入者へは、市政だよりや指定ごみ袋が“各家庭まで”定期的に町会を通じて配布されます。
(未加入者は市役所に取りに行く必要があります。)

【参考データ】 町会に加入して良かったと思うこと [市民アンケートより]

- 1位: 近隣で知り合いが増える (42%)
- 2位: 地域や行政の様々な情報が入手できる (41%)
- 3位: 防犯・防災・福祉などの活動があり、安心して暮らせる (26%)

3. 町会加入促進活動のポイント

(1) 転入者（転居者）に対する加入促進

□転入者（転居者）があれば、転入（転居）後すぐに訪問します。

（できれば2名以上で訪問します。）

□説明資料に沿って、町会加入のメリットや町会費の使途を説明します。＜下記①、②＞

□近く開催予定の行事・イベントがあれば、参加を呼びかけます。

□班長の決め方や役割について、実態に沿って率直に説明します。

□町会費の支払方法については、柔軟な対応を検討します。

（例：月払い、転出時の月割での町会費の返還など）

＜①転入者（転居者）への訪問時の持参物＞

- ・町会加入促進チラシ
- ・町会加入の申し込みのための書類
- ・町会規約
- ・前年度の町会の事業報告、決算報告の写し（可能であれば）

＜②説明のポイント＞

- ・八尾市では、市内全ての地域で町会を結成していること
- ・戸建、マンション、分譲、賃貸を問わず、どの世帯でも加入できること
- ・町会費について（月額と主な使途、町会費の支払い方法、転出時の町会費の取り扱い（返還など））
- ・町会の加入メリットについて（前ページの内容を参考に）

＜③町会加入後のフォロー＞

- ・町会もしくは地域で行われる行事・イベントがあれば、参加を呼びかけます
- ・行事・イベントで出会えば、声をかけ、困っていること、わからないことなどの相談にのります

～転入者（転居者）があるとすぐに訪問し、加入を呼びかけています。～ [町会長ヒアリングより]

- ・ほとんどの世帯が町会に加入されており、転入者がいると自分から訪問して加入を呼びかけています。加入を拒まれることはほとんどありません。
- ・町会加入のチラシを回覧したが、あまり反応がなかったので1軒1軒まわって声をかけてみました。すると、「この地域には町会があったのか。知らなかった」という声がありました。
- ・転入直後に加入を呼びかけるのが一番よいと思います。引っ越してきて、すぐの頃は何かと心細いものです。近隣の人から声をかけてもらえるとうれしいのではないのでしょうか。長く住んでいる者にとっても、どのような方が入ってこられたのかを知ることは必要なことではないかと思います。
- ・分譲マンションであるため、転入者があると管理組合から連絡が入ります。訪問して説明すると大体加入されます。加入促進のためには「声をかける」しかないと思います。

町会に入りますか？



「自分たちのまちは自分たちでつくろう！」

との思いから、八尾市では市内すべての地域で町会（自治会）が結成されています。

《町会加入のメリット》

- ①様々な行事・活動に参加することで、近隣での知れ合いが増えます。
（市民スポーツ祭や盆踊り、ふれあい祭りなど、年間を通じて様々な行事があります。）
- ②防犯灯により、夜道を歩くのが安心です。
（防犯灯の設置・維持費用や電気代の一部は町会費で賄っています。）
- ③いざという時にも、近隣での助け合いにより安心です。
（防災訓練や防犯パトロール、一人暮らし高齢者の見守り活動などに取り組んでいます。）
- ④回覧板を通じて、地域や行政の様々な情報が自動的に入ってきます。
（インターネットでいちいち調べるのは手間ですね。）
- ⑤町会加入者へは、市政だよりや指定ごみ袋が“各家庭まで”定期的に町会を通じて配布されます。
（未加入者は市役所へ取りに行く必要があります）



- 戸建・マンション、または分譲・賃貸を問わず、どなたでもご加入いただけます。
- 町会費は、「防犯灯」の設置・維持のほか、様々な地域活動・イベントなどの経費として有効に活用されています。
- 町会への加入手続きは簡単！町会長もしくは班長にお声掛けください。
＜町会長がご不明な場合は、市民ふれあい課（TEL：072-924-3827）までお問い合わせください。＞



☛あなたのお住まい地域の町会名は_____です。

町会長は_____さんです。（電話：_____）

町会費（月額）は_____円です。

※裏面の【町会長連絡票】を市民ふれあい課または出張所に提出いただきますと、お住まいの地域の町会長さんから町会加入についてご自宅に連絡させていただくよう手配します。なお、ご記入いただいた個人情報は八尾市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱い、町会加入のためにのみ使用します。

★町会（自治会）って？

町会とは、地域に住んでいる人たちが、自分たちの住む地域を自分たちの手でより住みよいまちにするため、自主的に運営している組織です。

八尾市では、平成24年1月1日現在755町会あります。



★町会（自治会）の大切さって？

もし、東日本大震災のような災害が今この場所で起こったら…。あなたはどのような対応をしますか？
地震や水害など、大きな災害にあったとき、人はひとりでは対応できません。町会では、いざというときに助け合えるよう、日ごろから訓練や交流活動を行い、地域の人と人とのつながりを大切にしています。



上の写真のように、地域では登下校時の子どもたちの見守りや防災訓練、お祭りなども行っています。

ご近所さん同士が日ごろから顔見知りになっておくことは、災害などから身を守るためにも大切なことではないでしょうか。

＜問い合わせ先＞

八尾市人権文化ふれあい部

市民ふれあい課

TEL: (072) 924-3827

(きりとりせん)

平成 年 月 日

町会長連絡票

_____町会について詳しく内容を教えていただきたいので、町会長への連絡をお願いいたします。

(ふりがな)

世帯主氏名

住所

八尾市

電話番号

() -

(2) マンション入居者（分譲・賃貸）に対する加入促進

- マンションの計画段階から事業者アプローチし、町会加入促進の協力を求めます。
- 事業者を訪問する前に、マンションの建設計画の概要を把握します。＜下記①＞
- 町会加入促進の働きかけにあたっての協議方針を整理します。＜下記②＞
- 賃貸住宅のオーナーや不動産業者などを訪問し、町会加入について説明します。
(できれば2名以上で訪問します。) ＜下記③＞
- 分譲マンションの場合、管理組合設立後に町会加入に関する住民説明会を開催します。
(町会を新たに設立する場合、設立を支援します。)
- 近く開催予定の行事・イベントがあれば、入居者に参加を呼びかけます。

＜①新たに建設されるマンションについて把握すべき情報＞

- ・建設場所
- ・開発規模(世帯数)、住居特性(ファミリー／単身など)、所有形態(分譲／賃貸)
- ・入居予定時期
- ・賃貸住宅のオーナー、不動産業者などの名称、連絡先、現地事務所の位置

＜②町会加入促進の働きかけにあたって整理すべき協議方針＞

- ・町会加入促進への協力要請(例:単独での町会設立または近隣町会での新しい班の設立など)
- ・町会活動への協力依頼
(例:町会費の口座振替、集会施設の地元開放、掲示板の活用、管理会社への協力依頼事項)

＜③賃貸住宅のオーナーや不動産業者などへの訪問時の持参物＞

- ・マンション建設にあたっての要望事項 (→協定書を締結できると望ましい)
- ・契約書(賃貸契約書、売買契約書)にかかわる町会加入に関する内容の文案
- ・購入者・賃借人に対する町会加入もしくは町会設立の呼びかけ文書、町会加入促進チラシ
- ・町会規約、前年度の町会の事業報告、決算報告の写し(可能であれば)

～マンション開発などに際して、働きかけたことで、町会に加入いただきました。～

[町会長ヒアリングより]

- ・単身者用のアパートが建設されることとなり、管理会社と協議し、全戸加入していただくことになりました。町会費は管理会社を通じて振込まれます。
- ・5軒の戸建住宅の開発があり、開発業者から町会加入の声かけをしてもらい、入居後、訪問したところ、町会に加入いただきました。今後も7軒の開発があるため同様に取り組みたいと思います。
- ・5年ほど前に建設された分譲マンションです。入居がある程度進んだころ、町会長の経験者が「管理組合とは別に町会を作ろう」と呼びかけられたことで、マンション全体で新たな町会を設立しました。住民交流のイベントや体操、周辺地域の清掃活動などを行っています。

【マンションや戸建分譲住宅地の開発に際しての町会加入の取り組み事例】

◆A小学校区内に建設された大規模分譲マンションの管理組合に対し、町会設立を働きかけた結果、実現に至った事例

平成19年9月、マンション管理組合の理事長宅を市職員が訪問し、町会の設立を働きかけたところ、理事長は、マンションへ転居する以前は町会に加入しており、町会設立の必要性を感じていたため、できるだけ早く町会を発足させたいとの思いを抱かれていた。

地域の自治振興委員会及び市の数回にわたる働きかけもあり、同年10月には入居者説明会が開催され、市職員が町会の役割・意義・必要性などについて説明した。

その後、町会役員の選出などマンション内で町会の設立に向けた動きが進み、平成20年6月、町会設立総会が開催され、町会が正式に発足した。

◆B小学校区に建設された大規模分譲マンションに対し、町会設立を働きかけた結果、現在のところ町会の設立には至っていないものの、マンション内で町会設立に向けた動きが出てきている事例

平成20年8月に地区自治振興委員長と市職員がマンションの管理人をそれぞれ相前後して訪問し、町会設立を働きかけたところ、管理組合を中心として一定の検討が進み、地域の自治振興委員会の会議にもオブザーバーとして出席するなどしていた。

その後、しばらくは動きがなかったが、平成23年12月にマンションの管理組合側からの要請があり、地域の自治振興委員会の代表者と市側が管理組合の理事長らに町会の必要性などについて説明したところ、理事長としては町会設立に前向きに取り組んでいきたいとの意向が示されるまでに至っている。

◆分譲住宅の開発において開発業者との事前協議を町会設立に結びつけた事例

一定規模以上の住宅地の開発などが行われる場合、開発業者は八尾市の関係課から意見や要望事項を聞く「事前協議」を行うことになっており、市民ふれあい課では、町会の設立または隣接町会への加入などを呼びかけている。

平成22年、大規模分譲住宅地の開発があり、開発業者との事前協議において町会加入の依頼を行った。当時、開発業者にはすでに地域の自治振興委員会からも同様の依頼があり、入居者に対して町会設立に向けて働きかけを行っているとのことであった。

その後、平成23年9月に町会設立総会が開催され、町会が正式に発足した。

【参考データ】住宅開発に際しての町会加入促進活動の取り組み状況【町会長アンケートより】

加入促進の取り組みをした（74.2%）

していない（16.7%）

【参考データ】住宅開発に際して効果のあった町会加入促進の取り組み【町会長アンケートより】

- ・住宅建設段階で施主や不動産オーナーに働きかけた。
- ・建設が決定した際、建築主に規約をお渡しし、加入をお願いした。
- ・集合住宅の管理会社との間で、入居の契約時に町会加入を条件とする旨の取り決めをした。
- ・ワンルームマンションは出入りが激しいため、各戸単位での加入ではなく、マンション全体として加入してもらった。

(3) 未加入者への加入促進

□町会が結成されていないマンションや住宅地を把握し、特に加入促進の働きかけを行う対象を検討します。

□未加入世帯を把握し、加入への働きかけについて検討します。

(例)特に一人暮らし高齢者など、地域活動の輪に入ってほしい世帯などには積極的に勧誘します。

□一人暮らし高齢者に対して町会加入を呼びかける場合の負担軽減策を検討します。

(例)一人暮らし高齢者世帯における役員免除

□マンション全体で町会のない場合は、町会加入を希望する世帯があれば、隣接の町会に入ることができるよう検討します。

□町会費の支払方法については、柔軟な対応を検討します。

～より多くの世帯に加入いただくため、訪問・協議しています。～ [町会長ヒアリングより]

- ・5年ほど前に戸建住宅の開発がありました。町会加入を呼びかけていなかったため未加入となっていました。自分が町会長になったのを機に訪問したところ、加入していただきました。若い人でも加入されます。これまで「加入するきっかけ」がなかったわけではないでしょうか。
- ・地域全体で防犯灯の費用を負担すべきと考え、町会に加入されていないマンションのオーナーと粘り強く交渉を続けているところです。

[参考データ] 町会加入のきっかけ [市民アンケートより]

- 1位:転入前のところでも加入していたので (37.6%)
- 2位:親の世代から加入しているので (32.0%)
- 3位:町会長等からの勧誘があったので (19.5%)

(4) 退会予防の取り組み

□町会の各世帯の高齢化の状況を把握・再整理します。

□一人暮らし高齢者などにおいて、役員負担への懸念から町会を退会される事例がみられるようになってきていることから、町会役員で高齢者世帯の負担軽減策を検討します。

(可能であれば、町会規約で明文化する。)

□負担軽減策を定めた場合、住民(町会加入世帯)に周知します。

～高齢者世帯に配慮した町会運営をしています。～ [町会長ヒアリングより]

- ・高齢で役を担えない方は、役員に就くことや、公園の掃除当番を免除しています。
- ・高齢者だけの世帯は、役員の対象から外したり、病気やけがなどで一時的に役員を担えない方は、次年度にお願いするなど、可能な限り役員負担を軽くしています。

4. 町会活動の活性化のための方策

・町会長に対する調査（アンケート調査、ヒアリング調査）の結果をもとに、検討会議での意見交換で共有された意見は次の通りです。

☐ **町会の皆さんとのあいさつ、声かけ**

※市政だよりや指定ごみ袋の配布、回覧板などを手渡しするようにする。

☐ **地域や町会活動に関わる様々な情報をこまめに提供（回覧などを活用）**

※若い人に呼びかけるのであれば、インターネットやツイッターなどの活用も考えられる。

※行事・イベントの結果報告をこまめに行うとともに、会計報告などを適切に行う。

☐ **住民の皆さんや役員の意見を聞いて、何か「新しい取り組み・催し」を開催する。**

※町会の役割や加入メリットが実感されやすい。住民交流にもつながる。

※校区まちづくり協議会などと連携し、1つの町会ではなく、校区内の町会と一緒にでき、住民の交流につながるような行事を開催するという方法もある。

☐ **転入者や一人暮らし高齢者などに直接参加を呼びかける。参加されていたら声を掛ける。**

※必要に応じて、地域の民生委員等に協力を求める。

☐ **町会活動に意欲とアイデアのある人にお任せする。（ただし、監査をきっちりと行う。）**

※役員の選び方を工夫する。町会長の経験年数が短い場合は、町会長経験者や各種団体の役員等が支援する。

☐ **町会単位での自主防災組織は災害への備えとして重要であり、町会活動の活性化にもつながるため、自主防災組織を結成する。**

☐ **集会所などの活動拠点を確保する。**

☐ **町会又は班の規模が小さい場合には、統合などを検討してみることも考えられる。**

～町会の皆さんとのコミュニケーションを心がけています。～ [町会長ヒアリングより]

- ・市政だよりや指定ごみ袋の配布の際には、顔をみて直接手渡しするようにしています。
- ・ちょっとしたことですぐに簡単な回覧を作成し、情報を共有するようにしています。
- ・町会独自で名簿を作成しています。
- ・毎月1回定例会を開き、出来事や経過、問題を共有。すぐに対応するようにしています。
- ・役員会に色々と提案し、皆さんの賛同があれば実施するようにしています。
- ・地域の防犯活動については、あきらめずに働きかけることが重要です。
- ・何か問題があったときには2名で対応するようにしています。
- ・自分の次の町会長について早めに見当をつけ、心づもりをお願いしています。
- ・町会関連の資料をファイルに綴っています。これを見れば1年間の町会の動きがわかります。引継ぎのときも便利です。

[参考データ] 町会活動をより良くするための活動 [市民アンケートより]

- 1位: 誰もが参加しやすいように町会活動を企画・運営すること (49.6%)
- 2位: 地域に関わる情報伝達・情報共有を充実すること (38.7%)
- 3位: 町会役員の活動の負担を減らすこと (33.9%)

- (自由意見)
- ・気軽に参加できる場所や催しがあればよい。
 - ・新しい住民が馴染めるような配慮をしてほしい。
 - ・町会加入のメリットを示してほしい。

5. 八尾市をあげて町会加入の促進に取り組みます。

(1) 窓口で加入促進を呼びかけます。

- ・転入者（転居者）が市役所や出張所で転入（転居）手続をする際に、町会の加入状況を確認し、未加入世帯に対して町会加入を呼びかけます。
- ・引越しが多い時期に向けて、八尾市自治振興委員会との協議・調整を進め、八尾市自治振興委員会と八尾市との協働により、町会加入促進活動を従来以上に力を入れて取り組みます。

【町会長の皆さんへ】

- ☐ 転入者（転居者）には、お住まいの地域の町会名と町会長さんのお名前、連絡先（電話番号）をお伝えします。（八尾市自治振興委員会から平成23年12月12日付で文書でお知らせしている通りです。）
- ☐ 町会加入について詳しいご説明を希望される方があれば、「町会長連絡票」を市民ふれあい課または各出張所にご提出いただきます。担当者から速やかにお知らせしますので、町会長の皆さんからご連絡をお願いいたします。

(2) 町会加入促進に向けて不動産業者との連携・協力を進めます。

- ・多くの転入者は、不動産事業者を通じて、住宅を購入・賃借します。
- ・そこで、不動産業者と連携し、町会加入促進にご協力をいただけるよう協議を進めます。

【不動産業者に期待する役割(例)】

- ☐ 店舗内への町会加入促進についてのポスターの掲示
- ☐ 八尾市内の住宅の購入または賃借を決定した顧客に対する町会加入促進チラシの配布
- ☐ 契約書（賃貸契約書、売買契約書）における町会加入や町会活動への協力の項目の追加

(3) マンションや戸建分譲地における新たな町会設立または町会加入を促進します。

- ・八尾市では、一定規模以上の住宅開発などの場合（※）、八尾市開発指導要綱に基づき、開発事業者は八尾市と事前協議を行うことになっています。
- ・開発指導要綱に基づく事前協議において、マンションの新築（分譲、賃貸）や、まとまった数の戸建住宅の建設が行われる場合、現在10戸以上の開発を対象としている協力要請の適用範囲を拡大し、開発事業者に対して、新たな町会の設立もしくは町会加入促進への協力を要請します。
- ・新築マンションに対して、地元の要望として、新たな町会の設立を求める場合、地域と連携して、入居者による町会設立のための取組を支援します。
- ・町会未結成・未加入のマンションや戸建分譲地に対する加入促進活動を支援します。

【※開発事業等の適用区分】

- 1 開発区域面積又は敷地面積が300平方メートル以上の開発事業
- 2 住宅戸数が2戸以上の建設事業
- 3 宅地造成等規制法に基づく許可又は協議を必要とする宅地造成事業
- 4 建築確認等を要する建築行為等

(4) 町会長などに対する研修

- ・自治振興委員会と八尾市が協働して、町会長などの地域活動の担い手を対象とする研修を行います。

【研修内容】

- (例)・町会活動の活性化のヒント
- ・町会加入促進活動の進め方

力をあわせて加入促進に取り組み、住みよい八尾市をともに作りましょう。

八尾市自治振興委員会 小松照明会長からのメッセージ



昨年、八尾市民を対象に実施された「町会活動に関するアンケート」によりますと、町会未加入の理由として、「町会があることを知らなかった」「加入するきっかけがなかった」「加入方法がわからない」「町会加入の必要性を感じていない」等の回答がありました。

一方で、たくさんの方々が「東日本大震災を受けて近隣とのつき合いが大切なものと考えるようになった」と答えられて、近所つきあいや町会活動の重要性が高まりつつあるように思います。

こうした状況をふまえて、八尾市自治振興委員会としては、住民の皆さまに町会加入のメリットを理解していただき、町会活動の活性化と町会加入促進の働きかけを積極的に進めてまいりたいと考えています。



こんにちは！「市民ふれあい課」です。

昔から「遠くの親戚より近くの他人」という言葉があります。この言葉は、いざという時に隣近所における人と人とのつながりの大切さを的確に言い表しているのではないのでしょうか。

阪神・淡路大震災や東日本大震災で隣近所の方々によって救助された方が多数いらっしゃることで分かるように、日ごろからの「おたがいさま」の心が、いざという時もっとも大きな支えになります。そこで、私たちは地域からの孤立を防ぐため、コミュニティの最も基礎的な部分である町会に着目し、今回の取り組みに至りました。

平成23年度に、八尾市自治振興委員会のご協力のもと、同委員会・市民委員・学識経験者の皆さんとともに、「八尾市町会加入促進検討会議」を開催しました。5回にわたる検討会議での議論を通じて、住民の方々が日々安心して暮らすことができる地域社会をつくり上げていくためには、あらゆる機会を活用して町会の持つ意義や重要性を訴える必要があると改めて認識いたしました。私たちは、これまで以上に、八尾市自治振興委員会とともに町会への加入を呼びかけていきたいとの思いを強くしているところです。

■町会活動の活性化と町会への加入促進について

（作成）八尾市自治振興委員会と八尾市との協働により作成

（お問い合わせ）八尾市人権文化ふれあい部 市民ふれあい課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

電話：072-924-3827 ファックス：072-992-1021

メールアドレス：fureai@city.yao.osaka.jp

八尾市町会加入促進検討会議 関連資料

(1) 八尾市町会加入促進検討会議委員設置要綱

(設置)

第1条 町会は地域コミュニティの最も基礎的な部分であるが、近年、加入世帯数が減少しており、高齢化が急速に進むなか、誰もが安心して住みなれた地域で暮らすことができるようにするため、町会への加入促進策や町会活動の活性化について、行政と市民が協働で方策を検討するために、八尾市町会加入促進検討会議委員（以下「委員」という。）を設置する。

(委員)

第2条 委員は20名以内とし、学識経験者、八尾市自治振興委員会から推薦を受けた者、公募市民委員及び市職員のうちから市長が委嘱又は任命するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成24年3月31日までとする。

(任務)

第4条 委員は、八尾市町会加入促進検討会議（以下「会議」という。）に出席し、八尾市における町会への加入促進策や町会活動の活性化等について意見を述べるものとする。

(意見の聴取)

第5条 委員は、前条の規定により意見を述べるにあたって、他の委員又は関係者の意見を聴取することができる。

(謝礼)

第6条 委員の謝礼は、会議に出席した日1日につき「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）」に定める範囲内において、別に定める額を支給する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は人権文化ふれあい部市民ふれあい担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(2) 八尾市町会加入促進検討会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市町会加入促進検討会議委員設置要綱（以下「設置要綱」という。）に基づき設置される八尾市町会加入促進検討会議(以下「会議」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会議を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(委員の補充)

第4条 委員に欠員が生じたときは、補充することができる。

(謝礼)

第5条 設置要綱第6条に定める委員謝礼の額は、会議に出席した日1日につき次のとおりとする。

ただし、市の職員については支給しない。

(1) 学識経験者委員 21,000円

(2) その他の委員 8,000円

(庶務)

第6条 会議の庶務は、人権文化ふれあい部市民ふれあい課が行う。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(3) 八尾市町会加入促進検討会議委員名簿（五十音順・敬称略）

委員氏名	所属団体等	備考
岩田 志郎	市民委員	
大石 啓子	市民委員	
大谷 めぐみ	市職員：文化国際課長	
北口 茂	市職員：久宝寺出張所長補佐兼コミュニティ推進スタッフ	
小林 昇	市民委員	
小松 照明	八尾市自治振興委員会 会長	
斉藤 千鶴	学識経験者：関西福祉科学大学 教授	委員長
嶋田 哲夫	市民委員	
島村 欣延	市民委員	
田中 優	学識経験者：大阪国際大学 准教授	副委員長
西川 繁	八尾市自治振興委員会 副会長	
新田 俊明	市職員：建築都市部次長兼審査指導課長	
馬野 利久	八尾市自治振興委員会 会計	
福井 勇	八尾市自治振興委員会 副会長	
牧野 嘉正	市職員：市民課長	
榊井 弘三	市職員：竹濑出張所長	
安井 義勝	八尾市自治振興委員会 副会長	
吉岡 雅之	市職員：健康福祉部次長兼地域福祉政策課長	
吉川 貴代	市職員：市民ふれあい課長	

(4) 八尾市町会加入促進検討会議開催経過

回	日 時	内 容
第1回	平成23年10月18日(火) 19:30～ 八尾市文化会館 (プリズムホール)	● 検討事項・スケジュールについて ● 八尾市や先進都市における町会加入促進に向けた取り組みについて ● 意見交換
第2回	平成23年11月15日(火) 19:30～ 八尾市文化会館 (プリズムホール)	● 町会活動に関するアンケート調査について ● 町会長ヒアリング及び先進事例調査について ● 意見交換
第3回	平成23年12月20日(火) 19:30～ 八尾市文化会館 (プリズムホール)	● 町会活動に関するアンケート調査について(結果報告) ● 町会長ヒアリングについて ● 先進事例調査について ● 町会加入率について ● 意見交換
第4回	平成24年1月27日(金) 19:30～ 八尾市文化会館 (プリズムホール)	● 八尾市町会加入検討会議報告書(案)について ● 町会活動に関するアンケート調査報告書(概要版)について ● 意見交換
第5回	平成24年2月16日(木) 15:00～ 八尾市役所本館	● 町会活動の活性化と町会加入促進(案)について ● 八尾市町会加入促進検討会議検討成果報告書(案)について ● 意見交換

■八尾市町会加入促進検討会議 検討成果報告書

平成24年（2012年）3月発行

発行者：八尾市 人権文化ふれあい部 市民ふれあい課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

電話：072-924-3827 F A X：072-992-1021

電子メール：fureai@city.yao.osaka.jp

刊行物番号 H23-153